

## 「第4回全国自治体議会改革推進シンポジウム」概要

日時 平成20年4月11日(金)午後1時10分～午後4時50分

場所 ナガシマリゾート ホテル花水木 コンベンションホール<sup>かすい</sup>花翠の間

1. 開会のことば
2. 主催者挨拶
3. 来賓挨拶
4. 基調講演
5. パネルディスカッション
6. 会場と意見交換
7. 交流呼び掛け
8. 閉会のことば

### 1. 開会のことば

三重県議会副議長 桜井 義之

皆さんこんにちは。

本日は全国各地からこのようにたくさんの皆さんにご参加を賜りまして、誠にありがとうございます。心から歓迎を申し上げたいと存じます。

それでは、自治体議会の未来に向けて、ただいまより第4回全国自治体議会改革推進シンポジウムを開催いたします。最後までよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

## 2. 主催者挨拶

三重県議会議長

三重県議会議会改革推進会議会長 岩名 秀樹

ご紹介をいただきました三重県議会議長の岩名でございます。

本日は、全国から多数の自治体議員の皆さん方がこのように多数ご参集をいただきましたこと、まずもって厚く御礼を申し上げます。

さて、地方分権推進一括法が施行されて以来、自治体の自己決定権の拡大に伴いまして、議会の役割はますます重要さを深めているところでございます。全国の自治体議会におかれましても、それぞれ議会改革にお取り組みをいただいているところでございます。

私ども三重県議会におきましても、平成15年10月に「分権時代を先導する議会をめざして」とする基本理念、5つの基本方向を全会一致で決議をいたしました。そのとき以来、議長以下全員からなる議会改革推進会議を結成いたし、議会改革に取り組んでまいったところでございます。

そこで、議会改革のためには何よりもまず私たち議員及び議会全体が自発的に改革に取り組むことが必要であるということで、私が2度目の議長をさせていただいた平成17年1月に四日市市におきまして議会改革推進会議主催において、議会改革推進シンポジウムを開催いたしました。

その後、東京と津市におきましても開催をし、本日第4回目のシンポジウムを迎えることができましたことは、ひとえにご参会の皆さん方のおかげでございまして、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、平成16年の地方自治法の改正によりまして、定例会の招集回数制限が撤廃をされましたことに伴い、三重県議会では昨年6月に議会改革推進会議の中にプロジェクトチームをつくりまして、会期等の見直しの検討を進めてまいりました。そして昨年12月の本会議におきまして、定例会の回数を4回から2回とする定例会の招集回数に関する条例の一部改正を行い、これにより本年分の会期日数は230日とすることに決定をいたしましたところでございます。

会期日数が大幅に増えることによりまして、議員間討議でありますとか、県民の議会への参加ということが充実をしまして、また議長に招集権がないことや、知事の専決処分の問題などを実質的に解消するとともに、議員の今問題になっております身分の確立等に向けても大きなはずみになるものと期待をいたしているところでございます。

なお、議長の招集権の問題につきましては、議会の自立権の問題でもございまして、議会独自の政策立案を審議するような場合には、議長自らも議会を招集できるようにすることは、近い将来、法改正に持っていかなければならない共通の課題ではないかと考えているところでござい

す。

このように、今後自治体議会は改革を進めていくべき課題が山積をいたしておりますが、三重県のみでの改革推進ではとてもおぼつかないわけございまして、本日ご参集いただいております皆様方のお力添えを賜りまして、今日の会合が全国に波紋を広げていくための一石になることを期待いたしているところでございます。

本日のシンポジウムには内閣府の第29次地方制度調査会の副会長でもあられます片山善博先生に基調講演をいただきますとともに、片山先生をコーディネーターといたしまして4人のパネリストがパネルディスカッションを行い、その後、会場の皆様方にも意見交換をしていただくことを考えております。どうぞ最後まで熱心なご論議をいただきますように期待を申し上げまして、開会のごあいさつにかえたいと思います。よろしく願いいたします。（拍手）

### 3. 来賓挨拶

三重県知事 野呂 昭彦 氏

ご紹介いただきました三重県知事の野呂昭彦でございます。今日はこのように大勢の皆さんに全国各地からおいでいただいております、まずはご来県いただきました皆さんに心から歓迎を申し上げますところでございます。

そして、皆さんにおかれましては、それぞれの自治体におきまして住民の福祉向上のため、あるいはそれぞれの議会改革のために日夜活動いただいていることに、心から敬意を表する次第でございます。

さて、自治体を取り巻く様々な状況でございますけれども、本当に今、大変な激変の時であると思っております。グローバル化がどんどん進んでまいりました。決してグローバルスタンダードはアメリカンスタンダードではないと考えますが、世界の様々な状況が、自治体の中に、あるいは住民生活に大きく影響をしている中で、私ども自治体においても、グローバルに考え、そしてローカルにどう実践をしていくのか、「シンク・グローバリー、アクト・ローカリー」ということで、例えば三重県では、三重県民の幸せだけを追求していくわけにはいかない、そういう時代でもございます。

そしてまた国政に目を転じてみますと、今や人口減少社会に突入してまいりました。しかも社会は非常に成熟化してきている。しかし一方では、大変な社会のひずみがたくさん出てきています。格差問題、これも経済的な格差、あるいは世代間の格差、あるいは地域間の格差があり、今や地方は疲弊をしているとまで言われているような状況です。

一方で、ちょうど今の国会の状況がそうでありますけれども、空白の10年と言われた日本が、政治・行政の国政という立場からいきますと、空白の15年、20年であり、今も混迷し、そして閉塞感をまだ打ち破ることができない、しかも今はその極にあるというような状況です。

こういう状況の中で、実は一体、「この国がどういう国を目指していくのか」、それすらもはっきりと見えていません。そして自治体においては、各住民、県民と相對し、直接向かい合っている行政でありますから、実は本当にたくさんの課題、あるいは問題を抱えてきているところで

す。

今、私たちの時代は、本当にそういう激変の中にあり、まさに変革の時である、改革などというようなことではおぼつかない、そういうふうに私たちの社会は既に大きく様変わりしてきました。そして住民の思いも、実はもっともっと自分たちの生活感という観点から、行政サービスの向上を求めているわけです。

したがって、今、国においては様々な議論が行われています。知事として、地方分権がもう一

つうまく進んでいないことを大変残念に思うと同時に、であるからこそ、我々地方から国のありようについても、特に住民と向き合っている自治体から、この国のありようをしっかりと見つめ、議論をしていく、あるいはそれを反映させていくようにしなければなりません。知事会だけではなく、皆さん方の議長会、いわゆる地方六団体も様々な活動を行っているところでございます。

実は三重県におきまして、三重県議会は、先程岩名議長がお話しになりましたが、議会基本条例を制定し、また、今年からは会期の年2回制ということ在全国に先んじて行ってきたところ です。行政側ももちろんですが、やはり地方自治体が今日のような状況の中にあって、まさに議会と行政が車の両輪として、切磋琢磨しながら住民のためにあるべき姿をしっかりと追求していく、そのことが大変大事でございます。

今、三重県議会もそういう取組をされている中で、この三重県におきまして、全国自治体議会改革推進シンポジウムが開かれたことは、大変意義深いことであると思っています。

どうぞこのシンポジウムを通じて、ぜひ多くの成果が得られますように、そして地方自治が本当に地方主権と言われる時代に向けて力強く前進をしていく契機となりますように、知事として心から期待いたしまして、私の歓迎のごあいさつとさせていただきたいと思っております。（拍手）

#### 4. 基調講演 「地方分権時代と議会のミッション」

慶應義塾大学法学部教授 片山 善博 氏

皆さんこんにちは、ご紹介をいただきました片山でございます。

今日、本当に私は今のご紹介にもありましたけれども、こういう皆さん方の会、シンポジウムが地方都市という失礼ですけども、地方都市である三重県の桑名で開かれるというのは大変意義深いことだと思うんです。それは内容もここにありますようなテーマも大変意義深いことでもありますし、こういう重要な催しが東京ではなくて、地方都市で行われるということが私は非常に重要だと思うんです。

私も実は鳥取県で知事をやっておりますときに、何でもかんでも重要なこととか、それから特に知的なこと、そういう機会が東京でしか得られないというのはおかしいと私は思っていたんです。日本は広い国でありまして、いろんなところで、いろんな知恵があって、営みがあるわけで、それが満遍なく世の中に出ていかなきゃいけない。ところが何やら今の日本というのは東京だけに価値があって、知恵があってというような、こんな一極集中はいけないわけでありまして、鳥取県でも自立塾と称しまして、地方自治を考える催しものやっていたんですけども、本日、こうやって三重県の議会の皆様が中心になって、桑名市で議会の改革を考える、これは後でお話ししますが、議会の改革を考えると、実は自治体を考えるということとほとんど変わらないわけですけども、こういう意義のある催しが当地で開かれたということは、私は大変いいことだと思っております。このお話のお誘いを受けたときにも、ぜひ私の方から積極的に出席をさせていただきたいということで今日参った次第であります。

先程も紹介いただきましたけれども、自己紹介を補足しておきますと、去年の4月の半ばまで私は鳥取県の知事をやっておりました。任期満了のおよそ4ヶ月前に3期目の選挙には出る意思がないことを表明したのですが、実は既にその段階で慶應大学の方から、それだったらうちに来て研究教育をされませんかというお誘いがありました。そこで話を伺ってみると、私がやりたいと思っていたことと、先方がやってもらいたいと言われたことが非常によくマッチングしましたので、慶應大学の方にお世話になることにした次第です。

この4月から法学部政治学科に所属し、その3年生と4年生の学生を対象に地方自治論を講義し、併せて別途1年生を対象にして、昔で言うところの一般教養科目としての政治学も講義しています。ということで、結構忙しい生活をしているんですけども、私は実は、大学で地方自治論というものを研究したり、教育をしたりするという構想は、以前から自分の中では温めておりまして、知事になる前は、これもご紹介をいただきましたけれども、当時自治省と言いましたけれども、今総務省になりましたが、そこで役人をやっております、そのときにいろいろ勉強して、いずれ

地方自治の研究とか、教育に携わりたいなと密かに思っていたんです。

といいますのは、漠然とそう思っていたのではなくて、私は地方自治というものをライフワークにせずとやっときたんですけれども、やっているうちに日本の地方自治論とか、地方自治学というのは何か変だなという思いを強くしたんです。私自身は大学で政治学を専攻したんですけれども、地方自治についても、行政学の一環として勉強しました。そのときには余り不思議に思わなかったんですが、いつのときからか、何か日本の地方自治論は変だなと自分で思うようになりました。

といいますのは、書店に行くと地方自治に関する教科書はいっぱい出ています。たまに図書館に行かれたりして見ていただくとわかるんですけれども、一つの特徴、傾向があるんです。日本の地方自治の教科書には、何の特徴があるかという、必ず上から見た地方自治論なんです。上、下というのは変なんですけれども、従来の概念で言うと、国から見た地方自治論なんです。国があって、その中を国内の行政をやる仕組みとして、幾つかのパーツに分けるわけですね。これが自治体ということ、地方公共団体ということになりますけれども、これをどうしても上から見ているんですね。全体がまずあって、それを部分、部分に分けて、その部分、部分がうまくいくようにするにはどうすればいいかという視点なんです。

そうすると、一番肝心なのは何かがあるかという、国と地方との関係とか、そういうところから始まるわけですよ。ともすれば、自治体というものを国がコントロールする、管理するということ言い過ぎかもしれませんが、国から見て、自治体がうまくいくようにという配慮とか、それから懸念とか、そういうものに基づいて学問というのは構築されているわけです。私が学んだのもまさにそうなんです。それは、もっと言えば、官僚養成のための学問といっても差し支えないかもしれないですね。

ところが、私は地方自治をずっとライフワークでやっていると、それにあるときから違和感を覚えるようになった。なぜかという、そもそも自治体というのは、誰が規律づけをすべき存在だろうか、規律づけというのはコントロールしたり、間違わないようにちゃんとさせたりするという意味です。では、自治体は誰がコントロールすべきなんですかという、決して国ではないんですね。自治体というのは、そもそも誰がつくったんですか、誰が構成員ですかという、住民の皆さんなんです。市民の皆さんなんです。市民の皆さんが選挙をして、首長を選び、議員を選んで自治体というのはでき上がっているわけです。そうすると、自治体を誰がコントロールしますかという、それはとりもなおさず市民であるはずなんです。そうすると、地方自治論というのも、本来は国がどうやって自治体を規律づけしていくかというという学問ではなくて、住民がどうやって自治体をコントロールしていくかという視点が中心でないと、本当はおかしいですね。ということに私はあるとき気がついて、いろんな教科書を全部あさってみたけれども、

大体国から見た自治体論なんです。

どういうことかということ、首長中心の学問なんです。長の権限、長を中心にして長と議会との関係、議会は長の向こうにいるんです、学問の上では。肝心の住民はどこにいるかということ、ほとんど見えない遠方にいるんです。ほとんど出てこないんです。こういう学問ではいけないので、やはり私はいずれかの段階でベクトルを変えて、国から自治体を見るという学問ではなくて、草の根から、住民がどうやって自治体を規律づけしていくのか、変な方向にいかないようにするか、むだ使いしないようにするか、自分たちの意思とかニーズに外れないようにするか、それをどうやって確保するのかという視点に基づいた学問が欲しいなと思っていました。それが娑婆にないんなら、自分の手でやってみるかなという密かに野望を抱いていたんですけれども、やっと知事も8年やりましたので、ちょっと回り道をしたというと語弊があるかもしれませんがけれども、今、昔やりたいと思っていたことを始めて、授業も新学期が始まりましたので、今新たな気持ちでやっているということでもあります。

今、何でこんな自己紹介を長々申し上げたかということ、自治体を誰が規律づけしていきますかというのが実は今日のテーマなんです。地方分権時代における議会のミッションというのは、実は今私が申し上げたことに尽きるんです。

といいますのは、従来そうは言っても、自治体というものはやっぱり国がいろいろコントロールしてきているんです。住民と国があって、どっちが自治体に対して影響力を及ぼしますかということ、もう圧倒的に国の方が日常、強い影響力を及ぼしてきているんですね。

ところがさっき私が言ったように、そもそも自治体というのは、住民の皆さんがつくった団体であって、住民の皆さんが規律づけをしていくべき存在であるはずなのに、日常圧倒的に強い力が国から来て、国から影響を受けて右往左往させられたり、コントロールされたりするというのは、本来の姿ではない、尋常ではないんですね。それを変えていかなきゃいけない、これが地方分権時代の自治体改革なんです。

それを実現するのは誰ですかということ、もちろんそれは抽象的には住民ということになるんですけれども、住民の皆さんは日常生活が忙しい中で、毎日、自治体のことに関わっているわけにいきませんから、そこで代表を選んで議会というものがつくられて、その議会が住民の代表として、住民の皆さんの意を体して、自治体に対して規律づけをしていく、これが地方自治なんですね。

最初のところに「地方分権時代とは」と書いていますけれども、要するに今申し上げましたように、地方分権とは自治体の規律づけ、すなわちコントロールをしていくのは国ではなくて、住民が行うんですということです。その住民が選んだ議会によってコントロールされていく。逆に言うと、議会によって支えられるということなんです。国の言うことを聞いて、自治体が運営さ



れば、それはまあ国によって支えられているようなものなんですね。これは地方分権時代ではないんです。それは中央集権時代のあり方なんですね。地方分権時代というのは、住民に支えられる。住民の代表である議会によって自治体がコントロールされて、結果として支えられる、これが地方分権時代の議会ということだと思います。

では、具体的に議会の役割はどんなことですかということなんです。これは実は、地方自治法を丹念に読むと、私がこれから申し上げるようなことは、自ずからわかることなんですけれども、なかなかさっきも言いましたように、我が国の地方自治学の中では、議会の権限はこんなにあるんですよと言って、余り解説していないんです。長の権限はこんなにあるんですよというのはよく解説してあるんですけれども、議会は何か脇役みたいに書かれているんですね。そうではなくて、素直な目で地方自治法を読んでいくと、これから私が申し上げるようなことが議会の役割として出てくるということです。

いわば、今までは議会の役割が本来あるのに潜在的にしか認識されていなかった、これをこれから顕在化させていかなければいけないということです。

まず第1に、議会の役割としてあげられるのは、重要事項に関する合意形成と決定ということです。これは全く異論はないと思います。重要事項は議会で決定する、条例にしても何にしても、予算にしてもそうですよね、議会が決めるわけですね。これは日々皆さん実践されているわけです。

ただ、実践の仕方が、ちょっと失礼ですけども、いびつな議会が多いというのが私の認識があります。確かに重要事項を決定します。議会は議決という行為を通じて予算を承認するし、条例も決定するわけですよね。その他、今、国会では日銀総裁とか、副総裁の問題が議論されていますけれども、地方議会にだって人事案件に関する議決権というのはあるわけです。具体的には同意権ないし承認権ですね。これも重要事項を決定するということなんです。それは日々実践されているんですけども、ちょっとその実践の仕方がずれてますよという失礼ですけども、本来の決定の仕方ではありませんよということを指摘せざるを得ないわけです。耳が痛いかもしれませんが、聞いてください。

議会というのは、例えばスムーズに決めなきゃいけない。議論があつてごちゃごちゃしたら時間ばかりかかるし、論争になるとまた後でしこりも残ったりするから、スムーズに決めなきゃいけないと思っている方はおられませんか。結構あるんですね。

スムーズに決めようと思ったら、もう議会が始まる前に綿密に根回しとか、相談とか、談合とかして、議会に持ち込んだら、あとは、多数決でさっさと決めてしまうのが一番いい。さっき重要事項を決めるのが議会のミッションだと言ったけれども、これで確かに決めてますよと言われるかもしれませんが、確かに決めてはいるんですけども、本当に決めたことになってない

んですね。

なぜならば、表で議論していませんから、実はどういう経過だったのかとか、どういう理由で決まったのかということについての理解が全く得られていないんですね。確かに決まったということはわかるんですけども、何であんなふうにしたんだろうか、誰が決めたんだろうかということになって、最後は、我々の知らないところで決めたことなんか我々には関係ないのだから、勝手にすれば、というふうになってしまいかねないんですね。これでは本当に決まったということにならないんです。決まった、決めたというのは、なるほどそうだねと大方の人が納得してはじめて決めたということなんです、本当は。少々不満があっても、まあしょうがないな、あの人の言うことにも一理あるようだからというのも納得、合意の範囲内ですよ。そこまで実は議会というのは合意を調達しなきゃいけないんです。どこで誰が決めたかわからないようなことは俺たちは知らないなどというのではだめなんです。なるほど、自分はやはり反対だけど、彼らの決めたことはわからないでもない、という程度のところまで合意と納得を調達するのが実は議会の使命なんですね。

議会は「魚河岸」のようなものとそこに書いています。最近、魚河岸と言いませんね。卸売市場とか言いますが、実は議会は魚河岸のようなものだというのは、今から150年以上前にある日本人が日記に書いているんです。江戸時代の終わりごろですけれども、日本が開国をして、アメリカとの間に日米修好通商条約を結んで、アメリカとの関係が江戸幕府のときからできたわけです。そのときに、アメリカに遣米使節が出たんです。この一行に加わって下の方でついていったのが勝海舟とか、福沢諭吉なんです。その遣米使節団はアメリカ滞在中に連邦議会を見ているんです。そのときの感想を、副団長格の幕府高官が日記に書いているんです。「まるで日本橋の魚河岸みたいだ」と書いているんです。

日本橋の魚河岸は何をやっているところかといえば、それは競りをやっているわけです。だから、議会は競りみたいなものだと言っているわけです。確かにアメリカの連邦議会は競りみたいなものです。立ってわいわい、がやがややっていますでしょう。騒然となっていますよね。

そのとき、この人は揶揄して言っているんです。「魚河岸みたいだ」というのは、何だかだらしないな、騒然として、雑然として、秩序もないしということです。ひるがえって我が日本国の政策決定はどうやっていたかということ、江戸城の中で老中だとか、大老だとか、そういう人がしかめっ面をして、畳の上に座って、さよう、しからばごもつともとか言いながら決めていたわけです。それに比べると、アメリカ連邦議会でわいわい、がやがや論争しているのを見ると、秩序も何もなかったものじゃない、魚河岸みたいなものだと言っているんです。

私はこれは非常に卓見だと思うんです。よく見ているなと思うんです。なぜならば、私も議会は競りみたいなものだと思っているんです。議会は何を競るのか、魚河岸は何を競るかということ、

価格を競るわけですね。一番高い価格を提示した人が買うわけです。議会は何を競るかという、政策の良否を競るわけです。政策を競るわけです。では、なぜ議会在魚河岸のようなものかという、魚河岸で決まったことはみんな納得するんです。しかもみんなの前でやるんです。密室でこそこそと競りをするということはないでしょう。実は、きのう裏で競りは終わっているんです。なんていうことはないでしょう。話し合いで競ったんですということもないでしょう。競りというのはみんなの前でやるんです。みんなの前で競って、一番高い金額を提示した人が勝つんです。あとの人はどんなに買いたくても、その人よりも高い価格が提示できなかつたら買えないんです。納得するんです、しょうがないなど。このやろう、くそつたれと思っても、しょうがないから納得するんです。これが合意と納得の調達なんですね。

実は議会も同じことでして、政策の良否を競うわけです。私はこう思いますよと言ったときに、ああ、なるほどあなたの言うとおりだとみんなが思えば、それは合意と納得なんですね。必ずしも現実はそのようになって、あいつはあんなことを言っているけれども、私は反対だと言う人がいますよね、必ず。だけどまあ、あいつの言うことにも一理あるなというところまで来たら、これは合意の一步手前で、納得の一步手前なんですね。

もっと進めば、自分は今までこう思っていたけれども、あいつの言うことを聞いてみたら、あれも一理あって、どっちがどっちとも言えないなどが、しょうがないなどが、もっと言えば、あいつの言うことの方がやはり正しいかしらんなというのが、実は大勢の前で議論することによって、そういう変化が起こるわけですね。そこで最後は大賛成だという人もいるし、不承不承だけれども、まあ、しょうがないなという人もいるし、あくまで反対だけれど、まあ一理あるなと思う人もいるし、最後まで反対だけれども、しょうがない、自分は少数派だからというのものもあるわけですね。

よく少数意見の尊重と言うでしょう。少数意見の尊重というのは、そういうプロセスの中で出てくるわけです。議論しなかったら、少数意見は尊重されないんですよ。議論をすることによって、少数意見の中にも、ああ、あの人の言うとおりだというのがあり得るんですね。それが少数意見の尊重なんですね。単に言わせて、はい、多数決で終わりというのは、これは少数意見の尊重とは言わないんですね。やはり少数者の意見にも耳を傾けて、それで納得できなかつたらそれはだめだと言えればいいけれども、なるほど、一理あると思ったら、それに同意する、これが少数意見の尊重なんですね。そうすることによって、最後はまあまあ決まったことだからしょうがないなど大方の人が、最低限決まったことだからしょうがないな、半数以上の人はこれでよかったなというところまで落ち着くのが納得と合意なんですね。

このプロセスをちゃんとやっていますかということなんです。確かに多数決で過半数取りました、決めましたと言うだけけれども、その前提として、ああでもない、こうでもないと言って、

まあしょうがないなというところまでこぎつける、そういうプロセスをやっていますか。いや、それは裏でやっていると言うかもしれませんがね、それはだめなんです。それは競りをやみでやるようなものなんです。裏でやった競りなんて意味がないでしょう。裏で競りをしたら、それは明らかに談合ですよ。時々あるんですけどね。

やはり競りはみんなの前で、公開の場でやるから意味があるし、その結果に対してみんなが文句を言わないということになるんですね。議会も結果に対してみんなが文句を言わないということにしようと思ったら、みんなの前でやらなきゃいけないんですね。みんなの前でやらないから、決まったことに対してもいつまでもぶつぶつ反対派はくすぶるし、火種は消えないわけですね。さっきのスムーズに済ませるために、あらかじめ段取りをよくしました、スムーズに決まりましたと言うけれども、実は結果から見たら全然スムーズじゃないんですよ。いつまでも尾を引くんです。決まったような、決まらないような、一応決まった格好になっているけれども、多くの人々が納得していない、これではいけないんですね。重要なことを決めるということは、今私が申し上げたようなプロセスを経なければいけないということです。

次に、二元代表制とチェック機能ということです。我が国の地方自治は二元代表制であります。国はどうかというと、国は皆さんどう思われますか。国は二元代表制ではないんです。では内閣総理大臣が中心の一元代表制ですかというと、実はそうでもないんですね。憲法を読むと、国会は国権の最高機関にして国の唯一の立法機関であると書いています。ということは、日本国憲法では、国会が国権の最高機関だということに決めてあるわけです。そうすると、内閣総理大臣よりも国会の方が上だということなんですね。それを称して一元代表制といいますというと、どうも具合が悪いですよ。

普通、一元代表制というと、首長の方、行政府のトップが一元代表制というときに使われるんですけれども、日本の中央政府、国政では一元代表制とか二元代表制になじまない国会中心主義という仕組みをとっているわけです。

それに対して、地方自治体はどうかというと、アメリカの制度を入れていきますから、二元代表制なんです。ただ、地方自治法を丹念に読むとどちらに最終的な決定権がありますかということ、やはり議会なんですね。憲法は国会が国権の最高機関と書いています。地方自治法には議会が自治体の最高機関だとは書いていません。書いていませんけれども、重要な事柄の決定権が議会に属しているということを見れば、やはり最終的には議会中心主義の仕組みをとっているなということがわかります。

ただ、そうは言っても、政治学上で言えば、行政府のトップも住民が直接選びます。それから議会中心主義と言いましたけれども、その議会の議員の皆さんも住民が直接選びます。両方直接選ぶという意味で二元なんですね。これを称して二元代表制と言うわけです。

二元代表制はどこに意味があるかというと、やはりチェック・アンド・バランスなんです。チェックなんです。権力者が暴走しないように、一人よがりにならないように、これをどうやってチェックするか、これは長い間の人類の歴史上の経験から出た英知なんですね。やはり権力を持った人はどうしても暴走するんです。特に、長くなると暴走するんです。権力は腐敗する。腐敗も暴走の一種です。絶対権力は絶対に腐敗する。これは政治学の鉄則です。

そうならないために、一つは、これは余談ですけども、首長の多選を制限した方がいいんじゃないかというような議論が出てくるわけです。アメリカの大統領は2期8年までということですよ。韓国の大統領は再選なしということなんですよ。日本は青天井ですけども、私なんかは2期8年までとしてやはり権力にはたがをはめるべきだという確信を持っているものですから、自分自身も3期目には挑戦しませんでした。それはともあれ、いずれにしても権力をどうやってチェックするかという一つの便法としては、行政府のトップを長いことさせないというのが一つのやり方です。

もう一つは、同等の権限を持った人、同等の力を持った人によってチェックさせるという仕組み、システムをつくるということも権力に対するチェックなんですね。これが二元代表制の議会ということなんです。

例えば、どんなことかということ、そこに例を書いていますけれども、一ころはやった計画行政というのがあるでしょう。特に都道府県が作る総合計画。これは地方自治法の中にはどこにも登場しないんですね。だから議決事項にも何にもなっていないんです。首長が勝手に策定できる、バラ色の計画を書いて、書いてしまったら、計画に書いてあるからやらなきゃいけない、公約だみたいなことになって、暴走する可能性があるんですね。こういうものだけじゃないんですけども、そういうことに対してもう一方の住民の代表である議会がちゃんとチェックする、これも二元代表制の一つの意味なんですね。

ところが、皆さんのところはありませんか、議会議員が計画策定委員会とか審議会のメンバーに入って、何となく議会も参画して計画をつくったというのはありませんか。やめた方がいいですよ、そういうのは。二元代表制を崩すことになります。もうそれは取り込まれたことになるんです。体よく取り込まれているんです。これは二元代表制をないがしろにすることなんですね。

私が鳥取県知事をやっているときに、各種の審議会、総合計画に関係する審議会も含めて、委員に議員さんはないでくれと言ったら、最初は議会軽視だとか言っておられましたけれども、よくよく考えたら当たり前だよということになって、あるときからさっとやめられましたけれどもね、そういうものであります。これが二元代表制、要するに一方に取り込まれないということが重要です。

それからもう一つ、自治体は外交に関する仕事はありませんけれども、外国との交流はあるん

です。アジア近隣諸国に行ったり、遠方に行かれる方もありますが、姉妹都市交流をしましょうとか、いろんな海外とのつき合いをやるわけです。ついつい気が大きくなるんですよ。私も経験がありますと言うと変ですけども、やはり外国へ行くと、いろんな処遇を受けますから、歓待を受けたりしますよね。お酒を飲みますよね。そうすると、盛り上がって、これやろう、こんな交流もやろう、こんな支援もやろうというような話になって、気が大きくなって、変な約束してくるなんていうことはありませんか。

そういうときに、二元のもう一元がでんと構えていて、何を言っているんだ、そんなの市民のために何にもならないじゃないか、そんな約束をしてきたかもしれないけれども、私たちは認めないよという、そういう役回りも実は二元代表制の議会にはあるんですね。

これは国会の場合に、きちんと書いていますけれども、例えば条約を結ぶというのは内閣が結べるんです。ですけども、結んだだけでは条約は発効しないんです。効力を発揮しないんです。いつ発効するかというと、国会で批准をしたときに初めて発効するんです。批准というのは日常使いませんが、要するに承認みたいなものです。内閣総理大臣や外務大臣が外国と約束してきたことを、私たち国会もちゃんと追認しますよというのが批准なんですね。それがあって初めて条約を発効するんです。

これの有名な話は、第1次大戦が終わったときに国際連盟というのをつくりました。日本も入って、そのうち満州事変の後、松岡洋右外務大臣が脱退演説して、それから日本は戦争に突入しましたけれどもね。国際連盟には日本も加盟したんです。その国際連盟を創設しようと提案したのはアメリカ大統領のウィルソンなんです。ウィルソンが提案して、第1次大戦の戦勝国で国際連盟の枠組みをつくることを約束をして、そして国に帰って、どうなったかということ、アメリカは議会が批准しなかったんです。提唱した国が入らなかったんです、結局。入れなかったんです。議会がだめだと言ったからです。アメリカは対外的にいろんな義務を負うような国になっちゃいけない、やはりアメリカはちゃんとヨーロッパとか、大陸から距離を置いて、独自の道を歩めるようにしておかなければいけない、フリーハンドを持ってないといけない、よくモンロー主義とか言いますけどね。だから、国際的な枠組みの中に入るべきではないと、アメリカ議会は拒否したんです。ウィルソンの面目は丸つぶれですけども、しかしそれは議会の見識ではあるんです。これが二元代表制なんです。

だから、議会というのは、首長をよく見ていて、暴走しそうになったら、もしくは市民とか住民のためにならないような方向に行きそうになったらたがをはめる、否定するという役割があるんですね。これが二元代表制です。

ところが、議員の中には、われらは与党だから支えてやらなきゃいかんと思っている人はいません。何でも支えてやらないかん、首長が決めてきたことは何でものんでやらないとだめだな

どと考えているとしたら、そんなのは間違いですよ。首長が暴走しそうになった人にたがをはめてあげるのが親切というものですよ。暴走しそうになった首長を見ても、わしらは与党だから、仲よしなんだから、暴走させてあげようなどというのは、本当の親切じゃないんです。二元代表制でもないんです。

もっとわかりやすく言えば、皆さんの本当に親しい人が酔っぱらい運転をしそうになったときにどうしますか。友人だからやらせてあげようと言いますか。友人であればこそ、やめろと言うでしょう。親しい間柄であればこそ飲酒運転はさせないはずですよ。それと同じで与党であればこそ、きちんと吟味して、チェックして、変な方向に行かないようにたがをはめる、これが本当の与党というものなんです。

ところが、皆さんのところはいかがですか。与党だから、ちゃんと支えてやらなきゃいけない、提案されものは全部通してやらなきゃいけないというのは本当の与党ではないんです。それは親しい人が酔っぱらい運転をしそうになったら、やれるようにしてやろう、どんどんやれと言っていているようなものなんです。それは酔っぱらい運転の幫助罪になるかもしれないですね。

ちょっと皮肉を申しましたけれども、そういうものなんです。首長と議会は車の両輪だとよく言うでしょう。私もそう思うんです。まさに車の両輪なんです、議会と首長は。二元代表制ですから。ところが、往々にして車の両輪という意味合いが誤解されている。車の両輪だから、いつも一緒にないといけない、そこに何かすき間風があったり、それから意見の相違があったらいけない。だからぴったりしていなきゃいけないとよく言われるんですね。でもそれは違うんです。ぴったりしたら一輪ですよ。一輪車になってしまう。車の両輪というのは、二つの車輪がシャフトにちゃんと固定されていて、お互い距離があって、それで前に進む。距離があるから安定するんですね。一輪車だと転ぶんです。

だから、車の両輪という意味をちゃんとわきまえていただきたい。与党であれば、与党であるだけに、首長との間に距離を持たなければいけないということなんです。

ついでですけれども、三輪車というのがありますけれども、これはよくあるんですよ。首長と議会と労働組合とが、本当にきちんと仲よしこよしの関係になってしまっていて、そこに市民の付け入る余地のないような自治体運営はありませんか。魔のトライアングル、三輪車行政と私が名付けたんですけれどもね、こんなのはいけませんよ。余談ですけど、そういう固定した関係といいですか、ぴったりになってはいけません。

話を元に戻しますけど、車の両輪というのは、二つの車輪の間に距離があるのですが、ただこの距離は縮まったり、離れたります。例えば災害などがあつたときは、協力しなきゃいけないですから、本当にぴったりするかもしれません。だけどふだんはある程度の距離がある。また、本当に険しい、重要な問題があつたら、その距離は大きくなるかもしれませんよね。でも、それ

があまりにも大きくなり過ぎると、車軸からぼろっとはずれてしまう。そうなったら、一時の長野県の田中康夫みたいになっちゃいますから、これはまた修復作業しなきゃいけない。でも、ふだんは縮んだり、離れたりするフリーゲージトレインのような関係が、本来のあるべき姿だろうと私は思っていますし、自分自身も8年間、そういうつもりで議会と接してきたわけです。

この二元代表制で応用問題なんですけども、自治体の場合には国との関係というのは非常に重要ですね。そこで、現実には自治体の首長、執行部は、ともすれば国によって大きな影響力を受けるんです。いろんな意味で。現状ではやはり国に大きな権限がありますし、金を持っていますから、国から何か言われたらついなびいてしまう。なびきそうになるんですね。もちろんいいことならなびいてもいいですが、それが市民とか住民にとって、必ずしもよくないことが多いんですね。では、そういうときそれを誰がチェックしますか。チェックしなかったらどんどんなびいて、国の言うとおりになってしまいます。気がついたら、国に丸め込まれる、取り込まれてしまっている。そうなったらいけないので、誰かがそれをとめて、そんな方向に行くなと言わなきゃいけないんですね。これもチェックなんです。この役目が議会なんです。これを議会の皆さんは果たしていますか、二元代表制の一元として、首長がともすれば国の方におびき寄せられるのを待てと言って止めてますかということですけども、いかがでしょうか。ちゃんとやっているよと言われるかもしれませんが、失礼ながら、日本の議会はこの機能もかなり弱いと思います。はっきり言いますけど。

例えば、どんなことがあるかという、一時期自治体はどんどん景気対策の一環で公共事業や単独事業をやったでしょう、1990年代に入ってから。あれは何でやったかという、最初から自治体が好き好んでやったわけじゃないんです。国からやれ、やれと言われたんです。景気対策だから。やれやれと言われて、そのときに借金してやるときなさい、後で全部面倒見てあげますよと言われたんです。それで自治体は、首長さんほか、それは得だと、借金してやってあげば、全部後で面倒見てくれるんならやらなきゃ損だといって、いけいけどんどんでやったわけです。

ところが、世の中にそんなうまい話があるわけがないですよ。国が借金まみれなのに。自分の借金も返せない国が、あんたらどんどん仕事しなさい、後で面倒見てあげますよと言ったからといって、よくそんなことを信じると思うんですよ。人にそんなこと言うんなら、国はまず自分の借金を返したらどうですかと普通は言いますよね。

皆さんのご近所にそんなおじさんがいたらそう言うでしょう。借金まみれの人が、近所の人に、皆さん借金、ローンで何でも買いなさい、私が全部面倒見てあげますよと言っても誰も信じないでしょう。国の場合だって同じなんですよ、800兆円も借金を抱えているんですから。

ところが自治体は、みんなそれになびいちゃったんですね。そのときに議会は止めていなきゃいけないんです。ちょっと待てと、本当に借金を返してくれるんですかと、どうやって借金返し



てくれるんですか。借金まみれの国に唆されようとしている首長を立ち止ませなきゃいけないんです。ところがいかがでしたか。当時、議会の方でも、そうだな、借金して事業をしなきゃ損だなとみんな言ってませんでしたか。首長側と同じように国に丸め込まれてしまったのではないですか。その結果今どうなっていますか。自治体は国からはしごを外されて、困った、困ったと言っていないですか。交付税を増やすと言われたのに減らされてしまったとほぞをかんでいるところはないですか。でも、そんなことになるということは、ちょっと考えたらわかりそうなことだったんですよ。

私は、1999年に知事になりました。その時に、とりあえず借金でやって後で国から面倒を見てもらうことを前提にして、いろんな計画を前の知事さんがしていたのを、ほとんど全部やめました。恨まれましたね。脅迫状も来ましたが、箱物とか、何やらかんやらいっぱいやめました。何でやめたかという、こんなものやっていて、後で面倒見てくれるはずがないと私は確信していましたから。その後平成16年度に交付税が全国平均で12%カットになったときに、溜飲を下げたという変なのですけれども、ほら、ごらんなさい、やっぱり面倒を見てくれるどころか、梯子を外されたでしょうと、心の中で思っていましたね。

ところが、以前3,200あった全国の自治体、その自治体には必ず議会がありますが、その議会の中からちょっと待て、そんなうまい話はあるはずがないといって「うまい話」にのせられようとするのをストップさせたところなど一つもなかった。このことは、私は議会人の皆さんはよくよく考えなきゃいけないと思うんです。もちろん、中には個人的あるいは少数会派で、そんなのおかしいよと言っておられたところがあるかもしれませんが、そんな声は大勢にはならなかった。これを議会人はよく反省しなきゃいけない。

ところが反省がなかなか身につけてなくて、その後国から「合併しなさい、合併特例債があって得だよ」と言われたら、また飛びついたでしょう。そのときにいかがですか、ちょっと待て、そんな合併特例債でまた面倒見てやると言われたって、そんなうまい話があるわけがないといって、止めたところは幾つあったでしょう。このときは多少前よりは議会は活発で、やはり合併するのはやめようじゃないかというところがある程度ありました。しかし多くの自治体は、合併特例債をもらわなきゃ損だ、何月何日までに合併しなきゃ損だとなだれ込んだでしょう。何で合併しなければならぬほど財政状況が悪くなったかといえば、前回単独事業とか、公共事業をやっておきなさい、後で面倒見てあげますよと言われて、それではしごを外されて、にっちもさっちもいなくなって、合併でもしないといけない境遇になったというのに、また合併特例債が有利だと聞いたら、やらなきゃ損だと言ってすぐに飛びつくのは、反省が身につけてないですよ。

議会は、そういうときに立ち止まって、首長がはしゃいでるときに、待てと、ちゃんと交付税を増やしてくれるというのなら、証文をもらってこいとか、それぐらいのことを言ってあげなき

やいけない、これが本当の親切というものですよね。

今次問題になっている道路特定財源、暫定税率の期限が来て延長されなかったから、自治体の予算に穴があくと大騒ぎしてますね。私は変だなと思うんですよ。なぜかという、法律は切れることになっているんですよ、3月31日で。延長があれば、それはその段階で税率は復活するんですけどね。でも延長行為がなければ、切れちゃうんですよ、消滅するんです。そういうことになっているんです。我が国は法治国家ですから、現行の法律に従わなきゃいけないんです。いくら改正案が国会に出ている、改正案には実効性はないんです。あくまでも今の法律を前提にして物事を考えて行動しなきゃいけないんですね。

今の法律はどうなっているかという、切れるんですよ。だったら、切れることを前提にして予算を組まなきゃいけないんです。そののアスタリスクに書いていますけれども、「地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、これを予算に計上しなければならない」と書いています。これは地方財政法の規定なんです。あらゆる資料に基づかなくても、法律を読めば、切れると書いてあるんです。単純明快なんです。

だったら、まず切れることを前提にして予算を編成しておかなきゃいけないんですよ。いや、そんなことはない、政府は地方財政計画でちゃんと延長を前提にして歳入を見積もって、それを我々に指導してきたじゃないかと執行部は言いますよ。だけどそれは政府が言っているだけでしょう。政府は法律を変える権限はないんですよ。法律を変える権限は国会にしかない。その国会の状況はどうかと云ったら、もう去年の今ごろとは全然違った状況になっていて、参議院は野党の方が大勢を占めている。

しかも、その野党は暫定税率を延長しない、反対だよとずっと言っているわけです。子どもでもわかりますよ、延長がすんわりいかないなということぐらい。だったら、法律が切れる、暫定税率が切れるならば、予算は内輪に見積もっておいて、本税率だけでとりあえず組んでいて、もし暫定税率延長というか、復活したりしたら、その段階で歳入と歳出予算を補正予算で追加する、というぐらいのことはやらなきゃいけないですよ。

ところが、ほとんどの自治体でそんなことはしていないでしょう。たまたま大阪府は別の要素があって暫定予算しか組んでいませんから、けがの功名ですけども、ほかの自治体は全部丸々暫定税率が延長されることを前提にして予算を組んでいるでしょう。すると、財政法を見て、正確にその財源を捕捉すると、なってないじゃないですか。いい加減な財源計上をしているじゃないですか。

そそうしたいい加減な予算を議会は見とがめましたか。おかしいじゃないか、法律に違反した、法律にのっとってない予算見積もりになっていないかといって、予算を修正したところはありませんか。ないでしょう。では、苦言を呈したところはありませんか。おかしいじゃないですか、内輪

の本税率だけで予算を組んでおくべきじゃないですかというような質問とか提言とか、ご自分になされなくても、そういうことを言った議員がいるという議会はありますか。

私は、冷たいようですけども、実はこの問題では自治体に同情していないのです。自治体はのんきですよ、そもそもが。切れるということになっているのに、何で目いっぱい組んで、延長されなかったら穴があく、どうしてくれると言うんですか。余りにも身勝手ですよ。やはり内輪で組んでおくべきですよ。そうしたら穴があかない。もちろんそのときには道路事業も相当減らさなきゃいけない。それは結構難儀なことですよ。だけど、予算の組み方というのは、本来そういうことですよ。

それで、何でそんなにすべての自治体が安易に、能天気丸ごと全部組んじゃったかということ、それは国の指導を受けているんです。延長法案を出すから、予算は目一杯全部組んでおきなさいというような説明を、会議で総務省や国交省のお役人から受けているんですよ。だけど、お役人にそんな決定権はないんですよ。国会の方はどう言っているかということ、参議院では延長させないとその多数派が言っているわけですから、本当はそっちの方を信じなきゃいけないんです。国会よりもお役人の方を信じる、これは非常にゆがんだ精神構造だと思いますね。国会軽視ですよ。国会は国権の最高機関であるにもかかわらず、一介のお役人の方を信じるというのは、明らかに国会軽視ですよ。今回の問題は実はそういう問題なんですけれども、予算を吟味すべき議会は何をしていたんですかと私に言わせれば、大変失礼ですけども、そういう言わざるを得ないんですね。

だから皆さんは、国の指導があって、執行部がからめ取られようとしたときに、ちょっと待てと、違った立場で、それは本当に根拠があるんですかと、本当にそれはちゃんと正しい情報に基づいているんですかということをチェックしなきゃいけないんです。皆さんも国会の状況というのはわかっているはずですよ。参議院で与野党が逆転したというのは、ただそれに基づいて、新しい政治状況の中で、我が自治体はどういう方向にいかなきゃいけないのか、予算はどういうふうにつくらなければいけないのかというのは、新たな局面になっているんですよ。従来どおり地方財政計画にこうありますから、全国総務部長会議で総務省からこんなことを言われましたからという執行部の説明を、ただ漫然と受け入れているようではだめなんです。娑婆が大きく変化したんだから、自治体経営も変わらなきゃいけないんです。にもかかわらず安易に国の官僚の言うとおりにやっているというのは、地方分権時代とはほど遠い議会運営なんです。ちょっと耳が痛いかもしれませんが、いい機会ですから、申し上げました。

議会は税を議論しなきゃいけない。税を議論していますか。税条例をちゃんと審議していますか。税条例の改正を議決していますか。今日三重県議会の話をお聞きしたら、3月31日の深夜までも審議を辞さずということで、3月31日もちゃんと審議して、税条例改正案を議決したん

だそうです。

なぜ3月31日かという、国の法律がどうなるかが決まって、結局これは暫定税率が延長しないということが決まって、それを見届けてから三重県議会はやられたんだと思います。私は鳥取県で知事をやっているときに、税条例ぐらい審議してくださいよというので、税条例の改正案は必ず議会に出しました。専決処分はしませんでした。

なぜならば、議会というのは、本来、実は税を決めるというのが一番重要な仕事なんです。地方自治というのは負担分任といいます。地方自治は住民の皆さんのためにいろんな仕事をしますから、コストがかかります。そのコストをどうやって調達しますかというときに、それは住民の皆さんで分けてください、割り振りますよというのが負担分任なんです。その割り振り方を決めるのが税条例なんです。だから、例えば割り振り方というのは、固定資産を持っている人に固定資産の価格に応じて割り振りますよというのが割り振り方で、税条例に書いていますよね。所得がある人に所得の多寡に応じて割り振りますよというのが住民税ですよね。

本来、来年度はいくら物入りになりますからその物入りの額を皆さんに割り振りますよ、割り振り方はこれでいいですかというのが税条例の改正案なんです。だから、実は税条例というのは、地方自治そのものなんです。どんな仕事をして、それに対してどれだけみんなでコストを払いますかというのが自治の根幹なんです。その自治の根幹である税条例の改正案が議会で全然審議されない、それで本当の議会ですかということなんです。議会というのは、実は税から始まっているんです。ヨーロッパの議会を見ると、国王が勝手に税金を取り立てるのをやめてくれ、勝手に取らないでくれ、ちゃんとルールに基づいて取ってくれ、同意に基づいて取ってくれと、納税者が集まって国王に迫ったのが議会の発祥なんです。

だから、納税者の代表が集まって、国王に勝手な課税をさせない、課税はルールに基づいて、法律に基づいて、用途もチェックしますよというのが議会なんです。議会というのは、税金を取られる人が集まって、いかに国王に抵抗するかということから始まっているんです。議会の淵源というのは、実は税に対する抵抗機関なんです。

日本の地方議会もそういう議会の淵源から来る性格は当然帯びているわけです。だから、地方自治法を見ると、議会の重要事項、第96条第1項の議決事件の中に税のことが書いてあるんですよ。税の賦課徴収に関することすなわち税負担についてのルールを決めるのは議会の議決事項ですよ。

それから、税の使い方を決める、これも議決事項、すなわち予算なんです。税の使った後点検する、これも議決事項なんです。これは決算なんです。だから議会の重要な決定事項に税条例と予算と決算があるというのは、ヨーロッパで税を中心にして始まった議会の歴史を、我が国の地方議会もちゃんと引き継いでいるわけです。

その議会が、税条例については知りませんというのでは困るんです。専決処分というのは議会在が決めないからとか、議員が集まらないからと、例外的に認められていますけれども、私は恐らく皆さん方の議会で税条例の専決処分を許しているというのは、ルーズだと思いますよ。専決処分の要件のどこに該当しますか。専決処分をしているところ、皆さんはどういう理由で専決させているんですか。議会を開くいとまがない、三重県は議会を開けたじゃないですか。何でいとまがないんですか。今どき、いとまがないことはないですよ。メールがあつて、ファックスがあつて、瞬時に届く、あした招集といったら全部届きますよ。それは何らかの事情で来られない人がいるかもしれないけれども、それで来られなくて、集まらなくて定足数に足らないで議会を開けませんといったら、そこで初めて専決処分の要件に該当するんです。

招集もしないで、議会を開くいとまがありませんというのは、横着者のということです。違法です。違法な専決処分を全国の多くの議会で許してしまっているんです。だから首長はますます横着になるんです。ぜひ皆さん方、専決処分をのんきに許さないでよく吟味してみてください。本当に専決処分の対象になるかどうか。実際には委任専決ぐらいしかないはずですよ。だって今まで議会を招集しても集まらないということはありましたか、ないでしょう。

では、提案をしても議決をしないということはありませんか。参議院ではありましたけどね。国政には専決処分はないんですよ。地方議会で提案を受けても全然審議しない、結論を出さないとしたら専決処分の対象になりますけどね。そんなことありましたか、ないでしょう。全部いとまがないということでしょう。本当にいとまがないかどうかやらせてみたらいいですよ。メールで送れと、午前中送ったら、午後からでも招集に応じてやるというぐらいですよ。

何で専決処分のような仕組みがあるかという、まあ、さっき言った我が国の地方自治論というのは、首長を中心にでき上がっていて、その首長を国がいかにコントロールするかということで構成されているんですね。その基本的な考え方に基づき、できるだけ首長にフリーハンドを与えておきたいということだったんですよ。

それからもう一つは、善意に解釈すれば、今の法律ができたのは昭和22年なんですけれども、そのときの通信事情を反映してもいるんですね。そのとき多分郵便が着くのに3、4日かかったと思うんです。そうすると、あす開会しようと思っても無理ですよ。3日間ぐらいかかる。だから、そういう通信事情を背景にして、専決処分の規定というのがあるんですけれども、今、電話ができて、ファックス、メール、インターネットができれば、もう議会を開くいとまがないという事情はほとんどなくなっている。今思い立って1時間後というのは無理かもしれませんが、明日以降だったらいつでも招集できますよ。

それで、さっき言ったように、招集しても集まらなかったらしょうがないです。そのときは専決処分の対象になる。それぐらいのものだという認識を実は議会人の皆さん方は持って、首長に

対してきちんと迫らなければいけません。何でも専決させてあげますからというのは、余りにものんきです。特に、税条例は絶対専決処分を許してはいけません。これはぜひ肝に銘じておいてください。

税の使途の点検についてですが、決算をちゃんと審査していますか。決算審査特別委員会で本当にきちんとやっていますか。それから審査の結果の指摘事項などが言いつばなしになっていませんか。決算審査で出した事柄を次の予算で改善されたかどうかちゃんとフォローしていますか。

何のために決算を審査するかというと、税の使い道は予算で決めるんですね。だけど、本当にそれが本来の趣旨目的どおりに使われたかどうか、それからそのお金を使って効果が上がったかどうか、これをチェックするのが決算なんです。確かに予算どおりお金を使っているけれども、効果が全然上がっていないというのだったら、予算からして変えていかなきゃいけないんですね。そのために事前のチェックと事後のチェックがあるわけです。事前のチェックは予算で、事後のチェックが決算なんです。私は予算よりもむしろ決算の方が重要だと思っています。

ところが、決算審査はどこでも余りちゃんとやってないんじゃないかと言うと失礼かもしれませんが、ぜひ決算にこそ力を入れるようにしてください。

話は飛びますけれども、ほとんどの自治体では行政評価をやっているでしょう。三重県から始まったということになっていますね。私は鳥取県知事をやっているときに、行政評価はやりませんでした。全国で一つ、行政評価をやらない県だったんです。なぜやらなかったかということ、それは本来、予算と決算できちんと審議をすれば、行政評価なんか要らないんですよ。予算というのは、まず行政内部で作業をしますよね。予算編成をするときは、去年までつけていた予算がちゃんと意味を持つものかどうかとチェックした上でつけるべきですよ。去年までつけていたけれども、本当にこれは効果があるのと吟味したうえで、予算査定をするはずでしょう。これが本当の行政評価なんです。そうやって出来上がった予算案を今度は議会でチェックする。予算審議ですね。これも同様に従前の予算と比較する面が当然出てきますから、行政評価の機能を持っているわけです。

もう一つは決算を議会在がちゃんとチェックするでしょう。監査もその前にあります。これらも行政評価なんですよ。特に私がこだわったのは、本来、評価というのは他者がするものなんです。皆さんのところの執行部でやっている行政評価は自前でやっているでしょう。自分でやったことを自分で評価して、ちょっとこのへんがよくなかったから直しますぐらいでしょう。この予算や事業は全然だめだった、こんなむだなことをしていたとか間違っていたなどという評価は絶対出てこないでしょう、首長や執行部に致命的な評価なんて出てこないでしょう。どうしても基本的にぬるま湯になるんですね。だからチェックというのは、本来第三者がやるべきなんです。自前でやるのは予算編成作業の中でやればいいんです。第三者が評価するのが監査と議会なんです。

ところが行政評価を一生懸命やっている団体に限って、ちょっと失礼かもしれませんが、そういう団体に限って、議会に根回しして、余りチェックを入れないでくださいとか、厳しい質問をしないでくださいなんて言っていませんか。

だから、行政評価というのは、私に言わせれば官僚制の産物なんですよ。行政評価は、官僚の人たちが大好きなんですよ。議会など外の人には評価してもらいたくない、評価は自分たちで全部やりますから議会などはあまり関心を持たないでほしい。行政評価とは、官僚が全部自前でやりたい、それでうまくいくという独善と傲慢から出てきている。私はそう睨んでいるんです。

三重県からなぜ始まったかというのは、あまり詳しくは言いませんけれどね。でも、行政評価は財務省の人がすごく好きなんですよ。予算編成は国会には触らせない。予算は全部主計局でやりますからという、これがあるんですよ。そこから先は言いませんけれどね。

いずれにしても、行政評価というのは、やっちゃいけないとは言いませんけれども、そんなことをやるひまがあるんなら、議会がもうちょっと予算審議と決算審査に力を入れるべきだし、執行部に行政評価の担当職員をつけるぐらいなら、議会事務局の職員を充実した方がよほど気がきいています。

それから、執行部も改めて行政評価をやるというぐらいだったら、予算の査定をもっと真剣にやるべきです。シーリングの範囲内におさまっていたら、はい、いいよではなくて、本当に一つ一つの事業を吟味して、これは効果があったかどうかと点検するのが本来の予算査定なんですよ。予算の方はシーリングをかけて、形式的にやっという、それで行政評価をやりますなんていうのは頓珍漢で矛盾しているんですね。

ちょっと三重県に来てわざわざ行政評価の悪口を言うのも気が引けますけれどね。というようなことで、私は鳥取県では行政評価はやらなかったんですね。ぜひ税の使途は議会がきちんとチェックをするということをやられたらいいと思います。

ところで、決算審査特別委員会のことですが、決算審査の報告をしたら、はい解散とやっていませんか。これこそ通年でやったらいいんですよと私が思っていましたら、私が言ったわけではないんですけど、鳥取県議会では決算審査の委員会は解散しないんです。通年でずっと開くようにされたんですね。これは議会の一つの見識でやられたんですが、私はこれを高く評価しております。

次に、議会は立法機能を持つ。これは当たり前のことですね。うちもしているよと言われる議員が多いですが、政務調査費に関する条例のように、大体議員の身の回りのことを決める条例が多いですよ。でも、これは本当の議員立法とは言えないです。議員立法というのは、執行部が本来やるべきことをやらないから、よし、わしらがやらせようというって立法措置を施すところに本来の意味があるんです。執行部が嫌がるようなことだけれど、県民のため、市民のため、住民

のためだったらやらなきゃいけない、これをルール化するのが本来の議員立法なんです。

議員が、質問でああやるべきだ、こうやるべきだと迫っても、執行部の方は何とかの事情がありまして、あーでもない、こうでもないと言うでしょう。そんなことがよくあるでしょう。そこで、残念だが自分の主張が受け入れられなかったと挫折感を味わう議員さんは多いでしょう。そういうときに、それが本当に正しいと思ったら、議員みんなで相談して、議員発議で条例をつかって、それを執行部にやらせれば済むことなんです。あの手、この手で質問して、首長からいい答えを引き出そうなんてするところに労力を費やすよりは、さっさと立法したらいいんですよ。そうしたら、執行部は従わなきゃいけないんですから。それを首長がどうしても嫌だったら再議に付しますよ。

だから、議会というのは、本来立法機能ですから、執行部が本当に県民のために、市民のためにやるべきことをやらないで、ぐずぐずしているんだったら議会がさっさとルール化して、やらざるを得ない義務にしたらいいいんですよ。これが議員立法の本当の意味なんです。

質問を通じて頼んで、何かいい答えを出してうれしかったというのは、いけないとは言いませんけれどね。立法機関としては、ちょっと切ないじゃないですか。立法機関というのは、執行部がつべこべ屁理屈を言っているんだったら、さっさと自分たちで立法しちゃうというところに意味があるんですね。

そのためには、立法機能を強化しなければいけません。だから、議員さん自体も立法についての知識、経験を備えなきゃいけないんですけれども、事務局を充実する必要がある。私が鳥取県知事になったときに、議員立法しなさいよと言ったら、というのは、質問でこんな条例つくるべきじゃないかと言う議員さんがおられたので、それは立法機関であるあなた方の仕事じゃないですか。何を言っているんですかと言ったら、じゃ、言わせてもらうけど、自分のところの議会事務局に立法の手助けをしてくれる職員がいないじゃないかと反論された。そこで、じゃあ、どうぞ持って行ってくださいと言って、県庁の総務部の法制係長をそのままトレードしました。そうしたら、立法行為が随分多くなりました。

最後に、議会と住民のうち誰が一番の最終決定権者かということなんです。これは住民投票の問題としてよく論じられるんですが、住民投票に反対という議会が多いんですね。わしらが決めるんだと、地方自治法でもそうなっていると、だから住民投票で決めるというのはおかしい、邪道だと言われるんですけれども、よくよく考えると、議会というのは住民の代表なんです。本体は誰かというと、住民なんです。ですから、住民の代表機関に代わって、本体である住民が意思決定しますよというのだったら、やはりそれは住民の方が本体なんだから、それはさっさと。というところまで議員の皆さん、割り切ることができますかというのが今日の問いかけです。ぜひ皆さんもそう割り切ってください。



自治体運営は最終的には議会が中心じゃないんです。住民が中心なんです。住民は毎日忙しい生活をしていて、自治体行政に日常的に参画できませんから、それで有料で代表者を雇っているというのは変ですけども、選出しているわけです。そのときに、例えば失礼ですけども、議会の決定がちょっと自分たち住民の意思からずれていますよということも出てくるんです。そのときに住民の方に引き戻して、住民投票で決めますよということは当然あっていい。そういうときは住民に決めてもらったらいいんですよ。そこまで割り切ることができますか。

あともう一つは、例えば議員の定数だとか、選挙区の区割りだとか、議員の報酬とか、そういうものをどうやって決めますかというのも非常に重要な問題です。今は議会が全部決めることになっているでしょう。正しく言いなおすと、法律に書いていないことはすべて議会で決めるでしょう。報酬なども。そうするとお手盛りだと言われるんです。お手盛りと言われるのは、嫌でしょう。自分で自分のことは決めにくいですよ。それで第三者による報酬委員会をつくったりしてお茶を濁していますが、あれも例えば住民投票で決めるというのも本当はあるんですよ。実は、千葉県我孫子市で自治基本条例案を議会に提案したんですが、その中に議員に関すること、すなわち報酬だとか、定数だとかについては住民投票で決めるという条項が含まれていたんです。そういう内容の自治基本条例案を前の市長さんが提案されたんですが、議会で否決されました。私は非常にこれは注目する条例案だと思っているんです。皆さんもぜひ考えてみてください。

地方自治で最後は誰が決めるかといったら、やはり主権者である住民なんです。議会議員というのは、その住民の代弁者、代表なんですね。これは首長も一緒です。最後は住民の意思に従う、ここまでの覚悟を持てるかどうか。いや、わしはせっかく議員になったんだから、わしらが決めるんだと思っている人はいませんか。それは特権者意識なんです。

最後にこのことを申し上げて、私の一方的な話を終わりたいと思います。後でシンポジウムがありますので、またご質問なり、何なりいただければと思います。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

## 5 . パネルディスカッション

コーディネーター	慶應義塾大学法学部教授	片山 善博 氏
パネリスト	神奈川県議会議員	松田 良昭 氏
	日経グローバル主任研究員	井上 明彦 氏
	三重県民	中山 美保 氏
	三重県議会議員	
	三重県議会議会改革推進会議会長	岩名 秀樹

片山慶應義塾大学法学部教授 それでは、第2部に入りたいと思います。

第2部は、先程私の方から一方的にお話を申し上げましたけれども、第2部は、今ご紹介のありましたパネリストの皆さん方に最初にそれぞれご発言をいただきたいと思います。ご発言の趣旨は、議会で議会活動を実践されている方からは、例えば自分の属しておられる議会の課題だとか、議会改革の現状だとか、何でも結構だと思います。議会について語っていただきたいと思えますし、それから井上さんには、これも先程ちょっとご紹介がありましたけれども、議会について、これまで取り組んでおられて、いろんな催しものをされたり、まとめをされたりしておられますので、そういうことについてお触れいただけたらと思います。それから中山さんは、1人の市民、県民として議会に多大の関心を持たれて、議会をいろんな角度から見られておられますので、議会にどんな感想を持つとか、注文とか、それから評価に値することとか、いろんなことがあると思いますから、ご自由にご発言をいただければと思います。

最初に、10分を目安、5分でも10分でもかまいませんけれども、お1人ずつご発言をお願いしたいと思います。

最初に、神奈川県議会議員の松田さんからお願いをいたします。

松田神奈川県議会議員 まず初めに、岩名議長さん、このように場面をつくっていただき、ありがとうございました。今日はまた、神奈川県議会の議員も5人ほど参加させていただきました、ありがとうございます。(拍手)横浜市議員の方もいらっしゃっていると思いますが、私も、ぜひ改革を進めたい、そんな思いで今日ここに参りました。

私は、神奈川県議会第100代目の議長です。明治12年、議会が発足当時でありますけれども、神奈川というのは、自由民権運動の場所でありまして、初代議長の自由民権運動、国会をつくらなければいけないという、そういう思いで議会活動がスタートしています。第6代議長はその後衆議院議長になった島田三郎氏、第27代の議長は、河野現衆議院議長の祖父である河野浩平氏など、そういう系譜を踏んでいるんですが、私自身はまだそういう系譜の中にいないでしょうけれども、一生懸命やりたいという思いだけは同じくする1人なんです。

ただ私は、議長になるとは思っていなかったのです。議長よりも議会改革をやりたい、その思いで去年の選挙にも議会改革を標榜して当選させていただいた者です。そして、ぜひ議会の改革を具体的に見えるようにしていきたい、県民の方にわかっていただきたい。そのためには開かれた議会づくりをしようと、そういうテーマを掲げました。

それから、議員の使命、県議会とは何か、そういうものがわかるようにしたい、そんなことを考えながら、議長選で神奈川県議会でも初めてなのですけれども、議長公約というものを出版させていただきました。

ただそのころ、議長公約なんて、そんなもの見たことがないと我が会派にさえ言われそうでしたから、議会を変えるというよりも、ビジョンという言い方をしました。ビジョンをつくって、この議長ビジョンを掲げて、私は議長選に挑みたいとしたところ、多くの議員が賛成してくれました。そのビジョンの3つは、次のものです。

私が前から考えていました「開かれた議会づくり」、「それと議会基本条例の制定」、3つ目が「議会局の強化」、この3つを挙げました。この3つは、マニフェストというふうに新聞にも出まして、マニフェストというには物足りないのでありますけれども、そのベースには、うちの自民党会派で12の指針をつくってくれました。さらに12の下には56の具体的な事項が並んでいます。それをワンパックで議長マニフェストという表現をしました。ただ56項目全てを議長公約として持っていくことはできなかつたものですから、3つのわかりやすいものに集約することにしました。

私は議長の役割というのは、3つに全部集約できると思っています。開かれた議会づくり、これは実は県民代表としての役割であります。今、神奈川県議会は891万人の代表者として、107人の議員がいます。その県民の代表者として、私は二元代表制の1人として今日発言をしなければいけない、その思いが、開かれた議会づくりに至るものであります。

もう一つは、議会基本条例の制定、これは107人のトップリーダーという言い方はなかなかできないでしょうけれども、プロデューサー、議長はプロデューサーとして県議会の役割、県議会議員の使命、こういうものを明確にするために議会基本条例を制定していこうという、そういうことの表現でありました。

3つ目は議会局の強化ですが、神奈川県議会は議会事務局とは言いません。議会局と言います。そして議会局長は、この人なればという方がなっています。また、大変優秀な72人の議会局の職員がいます。私は、この職員たち一人ひとりと話し合っ、君たちの役割は何か、君たちはどういうことをやりたいんだ、どういうことをやれば、神奈川県民のためになると考えているのか、そのために一体となってやろうじゃないかということで、ただ議員の面倒をみる、議会の庶務をするという仕事ではなくて、県議会というのは、議会局と議員が一体となって議会だという、そ

ういうことを表現したいということで、議会局の強化を打ち上げました。

大変わかりやすいということで、多くの方に賛同をいただきました。その議会局の強化のためには、実は議長の仕事としても一つ、議会局の社長にならなければいけないというように思っていました。

県民代表、そして議会議員のプロデューサーあるいはトップリーダー、そして議会局の社長、この3つの役割をするのが議長の仕事だと私は考えていますし、それを今実践している最中でございます。

去年の5月22日からでありますけれども、この1年間、いろいろなことがありました。一昨日、早稲田大学のマニフェスト研究所が第三者評価を行ってくれました。議長としては日本初だそうです。第三者評価は片木教授が、元総務省の方ですが、この方から大変厳しいご質問を受けて、その2週間後に評価が出され、おかげさまで80点をいただきました。これは低いのか、高いのかと思いますけれども、自己評価は何点ですかという質問がありましたから、私は77点と言っていたので、80点ということで少しはいい評価をいただいたと思っています。その中で、なぜ100点じゃなかったかというのは、やはり議長マニフェストは点数化しにくい。それと3つのものに集約していたのですが、もっと具体的に56なら56、全部出すべきだったという、それがマイナス要因であったということと、それから、本当に議長マニフェストが県民の方々にどこまで伝わっているのか、そのようなことが理解しにくい、こうしたことがマイナス原因だったのですけれども、80点、一応合格点だなと思っています。

是非、議長選に挑戦される議員の方々には、議長公約と言わずにマニフェスト、具体的に約束事をしていただきたい。このマニフェストというのは、いろいろな表現があるでしょうが、私はこう思っています。今までの公約のように、言ったきりで、後の確認はしないということではなくて、退路を断つ、不退転でやるんだという、その腹構えみたいな、そういう意気込みだということのマニフェストというふうを読みかえて、私は表現をしたつもりでした。

そうして議長に就任した1年間の中で、神奈川県議会では、ご承知のとおり、都道府県の中では全国初の多選禁止条例を可決いたしました。本県の松沢知事は2期目になるのですけれども、マニフェストの体現者みたいな人で、第1期目からマニフェストを掲げてきた人なのですが、知事のマニフェストに多選禁止条例があり、それを提案してきた。条例案では、知事は3期目までだと、4期目は知事に立候補できない、多選を禁止するという条例でありました。さまざまな議論がありました。県議会では、それまでに2回条例案を否決しています。3回目の提案に対して、我々は、どのように審議したかといいますと、当時、総務省の研究会において、多選制限は違憲ではないという見解を表明していました。これは各地方の中でもおのおの判断できるのではないかと、総務省の当時の会議の中でもそうした意見がありましたので、私たちはそれを踏まえ

ながらやりました。

また、当時の総務大臣が本県選出の菅総務大臣だったものですから、菅さんの意見も聞きながら、私どもはそれを進めたわけでありませけれども、ただ、法律上は、まだ、首長の多選制限に関して条例に委ねるという規定は設けられておりません。

そうしたことで、県議会は、多選禁止条例の施行時期について問題を提議し、修正案を出しました。多選禁止の考え方は認めるけれども、この条例の施行については、別に条例で定めるという修正案をつけました。ですから、まだこの多選禁止条例は施行されていません。国の法律が動いたら、この多選禁止条例は効力を持つということになっております。

もう一つ、先程片山先生からも住民の意見をくみ取って、そして政策条例を出していこうというお話が出ましたが、お恥ずかしい話ですが、神奈川県議会では、長らく議員からの政策条例の提案が出てきませんでした。それが、昨年12月定例会において、53年ぶりでしたけれども、商店街活性化条例という条例を議員提案条例として提出し、可決、成立いたしました。

今、商店街はどうですか、皆さん方のまちでも、シャッターが下りて閉まったり、ぼつぼつ駐車場になったり、それで郊外にある大規模店舗にお客さんがみんな行ってしまっているという状況になっていませんか。以前のようにフェイス・トゥ・フェイスで、「奥さん、今日いい魚が入っているよ」「この大根がいいよ」と、そういうものを残しておきたいし、そういうものは文化だというふうに我々は思っているので、何とか残したいけれども、できない。

さらに恐ろしいのは、一生懸命商店街づくりをやっているけれども、商店街の中にハンバーガーなどのファーストフード店や居酒屋などがどんどん参入して来る。調べたら、そういう居酒屋や全国店舗展開をしているところは、商店会に加盟してないのですね。せっかく商店街を活性化させるために、アーケードを整備し、いろんなことをやっても、そのような全国展開の店は、商店会には入っていない。こうした状況の中で、神奈川県では何をやったのかというと、県議会が、そういう全国展開をしている店舗等が商店街に出店するのであれば、商店会に加盟してもらうようにするという条例を提案したのです。各市町村の方々にもお願いをして参加していただき、そうすると商店会が集まれと言ったときには、今までは私は加盟しませんと言った店も集まるようにするという、そういう条例になりました。

神奈川県当局は、こうしたことは難しいのではないかと言っていました。しかし、私たちが様々な関係者と話し合った結果、実現しました。そして今、神奈川県ではその条例によって、各市町村と話し合いながら商店街を活性化するために動き始めていますし、広報のためのチラシもつくってやろうということになっています。

神奈川県には、小田原、鎌倉など、さまざまな街がありますが、今度いらしてください。おそらく商店街が活性化しているな、少しよくなっているなというのを感じていただけるのではない

かと思っています。その下には、我々議員がつくり上げた条例があったということ、あと5、6年かかるかもしれませんが、もし少し見守っていただければ、必ずこの条例のいい結果が出てくると思っています。

もう一つ、3月には、これもまた議員提案条例でしたけれども、がん克服条例を制定しました。当初はがん撲滅条例だったのですけれども、ちょっと撲滅はできないなということで、がんを克服していこうという条例、本日参加している議員もメンバーの中心になって取り組んでくれました。さまざまな条例を勉強し、まだ、全国で3例目ですか、大変先進的な条例になりました。今、死亡原因の3人に1人ががんですから、社会が、がんと闘っていく姿勢はあるのですけれども、がんに係る問題はたくさんあります。家族の問題、そして患者の問題、そういう問題ですけれども、やはり行政だけに任せないで、誰もが、がんを罹る可能性があるのだということ、罹った方たちの持っている情報、そういうものを開示し、共有できるようにしていかなければならないと、個人情報でなかなか難しいものでありますけれども、そういうものに全員で向かっていこうという、そういう条例でありますし、さらに先進的な重粒子線治療を導入しようとか、世界中の新しい情報を全部集めていこうという、そうした先進的な条例をつくらせていただきました。神奈川県からがんが減った、そうしたことを将来また皆様方にご報告できればいいと思っています。

そのような先進的な条例2件を県議会で提案しました。

もう一つお話ししなければならない点があります。ご承知のとおり、政務調査費の問題で神奈川県議会は住民監査にかかりました。そして自主返納という形でその政務調査費のまだ1年間でしたけれども、自主返納しました。これも本来は政務調査費は県民のためにあるんだし、県民のために堂々と使っているんだという表現をしたかったのでありますけれども、平成15年から19年までの4年間の監査請求で合計6億、大体7億弱なんです、7億円近い額の返還命令が出ました。その命令に対して、我々はどういうふうに進めていこうか、その研究もしましたけれども、まだ答えが出ていません。

さらに、私たちは議会基本条例の制定に挑戦していこうと、県議会の役割とは何だ、議員の使命とは何だ、議員の身分などを明確にしていきたいということで取り組みました。

まだまだ他にも、神奈川県議会はいろいろなことに取り組んでいます。開かれた議会づくりの中でも、開かれた議会広報委員会を設置しまして、さまざまな県民からの意見を聴取する場をつくってきました。時間になりましたので、この辺で終わらせていただきますが、後ほど、ご質問がありましたら、答えさせていただきます。今、神奈川県議会は県民満足度日本一の議会をつくりたいというふうに考えています。そうした中で、できることは全員で取り組んでいきたい。先程言いました議長マニフェスト、実はこれは私が出したマニフェストというふうに言いましたけれども、80点は神奈川県議会全員にいただいた評価だというふうに思っています。ありがとう

ございました。（拍手）

片山慶應義塾大学法学部教授 ありがとうございます。

神奈川県議会の様子など、特に議員立法のあらましなど、私も興味深く聞かせていただきました。ありがとうございます。

それでは次に、井上さん、お願いします。

井上日経グローバル主任研究員 日経の井上です。よろしくお願いします。

「日経グローバル」というのは地域向け情報誌なんですけれども、書店には売ってなくて、年間講読で、しかも8万円というばか高い値段をつけているものですから、余り売れてはおりません。ただ、ときどき行政革新度調査とか、自治体ランキングをやっているんで、名前は結構そこそこ売れているという、知名度先行の雑誌なんですけれども、役に立つ情報は結構載っていると思いますので、議員の皆様にはぜひ政務調査費でご講読いただければと思います。PRはこのへんにしまして、昨年11月5日号に議会改革特集を組んでみました。お手元の資料にそのコピーがあると思います。全国の都道府県議会と政令市議会の議長さんにアンケートをしましたが、そのポイントだけをかいつまんで紹介したいと思います。

最初、めくっていただいて、議員定数とか、報酬からまとめているんですが、両方とも厳しい財政状況を反映して、減少傾向にあります。右側の12ページの上に都道府県別の1人当たりの議員報酬、年間報酬額をまとめているんですが、東京が1,770万円、最も低いのが島根県の1,160万円、600万円の開きがあり、平均が1,380万円、これを高いと見るか、安いと見るかは見方は分かれると思うんですけれども、例えば東京の場合は、これに政務調査費を足したら年間2,500万円ということで、これはちょっとうらやましい感じはします。ただ、全体、総合的に見ますと、議員さんの仕事は本当に大変ですよ。議会に出席して審議するだけじゃなくて、ふだんから住民の意見を聞いたり、報告会を開いたり、情報の収集活動とか、問題解決のために走り回るとか、非常に激務だと思いますので、一般の人でも議員活動にはお金が要るんだという理解がもうちょっと進んだ方が私はいいいと思います。

これは都道府県とか、政令市だけじゃなくて、人口数万の市議会議員の方もほとんど事情は一緒で、専門化、通年化が進んでいて、片手間でやれる仕事では全くないわけです。そのへんの理解がもうちょっと進んだ方がいいいと思います。一般の人は地方議会に余り関心がないものですから、なかなか大変なんですけれども、議会の方からも広報活動なりで、もうちょっと実態を知らせていただきたいと思います。

人口6,000人規模の矢祭町では、日当制を導入しました。これはこれで大胆な試みとは評価できますが、一般化はできないと思っています。

それから次に、世論の関心というか、批判が強まった政務調査費なんです、13ページに各

自治体別の対応がまとめてあるんですけども、調査時点が昨年10月なので、その時点で19道府県が領収書の添付を義務付けています。このほかに17県が検討中ということで、今年4月実施予定でしたので、今30以上の道府県が領収書添付を義務付けていると見られます。1円以上のすべてというところは、去年の10月が7府県でしたけれども、その後、新たに条例改正するところは大体1円以上が主流になっています。三重県とか神奈川県でも1円以上を義務付けています。

一方で、全く義務化を予定していないというのが11都県ありまして、首都圏の1都3県では神奈川以外は全部この中に入っています。政務調査費は議員活動に必要ですから、どんどん使うべきだと思いますが、使途の公開ということでは、議会の透明化を高めるためにも、積極的に取り組むべきではないかと私は思っています。

費用弁償についてもそうなのですが、14ページの右上に表がありますけれども、これも日当なのか、どうなのか、あいまいなので、今交通費の実費支給にするという動きが急速に広がっています。去年の10月は5県、神奈川とか鳥取とか5県だけでしたが、検討中が16道県あって、三重県も定額プラス実費支給にしたと聞いています。政令市は移動距離がすごく短いので、17市のうち7つの市が既に廃止しています。

次に、議会の活性化策について見ますと、本会議の一般質問なんですけど、一括質問、一括答弁というのが主流ですけども、11の府県が一問一答方式を導入しています。その11のうちの8つが、質問する議員と執行部が向かい合う対面式のレイアウトをとっています。この点では、三重県議会が全国でも最初に対面式演壇を導入され、一番先進的な対応を示していると思います。

最近では、宮崎県が去年2月に東国原知事が就任したんですが、やはり一括式というのはどうも不自然だということで、知事の方から議会に申し入れられて、昨年6月から一問一答方式に変更されています。

議会と知事部局が真剣勝負といいますが、緊張感を持って審議することが非常に重要なんですけども、片山先生が昨年9月に、政府の分権委員会で、ほとんどの議会では八百長と学芸会をやっていると、一番ひどいのは北海道議会だという爆弾発言をされまして、非常に話題になったものですから、このアンケートでも答弁内容を事前に議員に通知しているかどうかというのを聞いたんです。そういうケースがあるかどうかと聞いたところ、あると答えたのは北海道議会、それに大阪府議会、それから千葉市、川崎市、この4議会だけでした。この回答はある意味で正直だと思います。あとの大半は、ないとはっきり回答してきたんですけども、どうでしょう、ないというよりもあってはならないという回答ではないかと、勝手に解釈しております。

最後に、議員提案条例、先程も話題になりましたが、これを最後の17ページに各県別の具体的な政策条例を載せたんですが、自治体間でかなり格差があって、岩手、宮城、三重、鳥取、島



根、高知、このあたりが積極的な条例提案が目立ちまして、これは改革派知事がいた、もう過去形ですけれども、いた県と重なり合って、やはり緊張関係が活性化を進めるのかなというふうに考えています。

先程神奈川県議長のお話を聞きますと、これから神奈川県もどんどん出してくるというふうに思っております。提案条例への取り組みは、それを補佐する事務局の強化とあわせて、今後の大きな課題じゃないかと考えております。とりあえず以上です。

片山慶應義塾大学法学部教授 ありがとうございます。（拍手）

さっき私のことも出ましたので、敷衍しておきますと、私は地方分権推進委員会に私参考人というんでしょうか、丹羽会長さんから呼ばれて、地方自治の問題について話してくださいとの依頼を受け、議会も含めてということで、話したんですね。議会の活性化といいますか、あり方について話したときに、質問が来まして、それに答える形で、全国の議会では総じてすり合わせというのを随分やっているんですよという話をしたんですね。

そうしたら、たまたま目の前に北海道大学の先生がおられたんですね。私の顔を見て首をかしげて本当かなという顔をされたから、あなたのところが一番ひどいんですよという話をしたのが経緯なんです。はい、ありがとうございます。

それでは、中山さん、お願いします。

中山美保 皆さんこんにちは。

ここは、ナガシマリゾート、長島温泉なのですが、私はF1とでんでんむしが戻ってまいりました鈴鹿サーキットがあります鈴鹿市からやってきました。皆さんは鈴鹿市出身の抽象画家、浅野弥衛はご存じでしょうか。ひっかき、タマゴの作品などで有名な浅野弥衛さんのアトリエのすぐそばで暮らしている者でございます。

私の方からは、岩名議長の時間も少しいたいて、2つのお話をさせていただきます。

1つは、なぜ私がここに座っているかということ、もう1つは、私が三重県議会を傍聴して感動したことでございます。三重県議会の議員さんもさぞや驚かれたかと思うんですが、この夢のようなお話をいただきまして、最もびっくりしているのは本人中山美保なのでございます。

聞くとところによりますと、お隣に座っておられます岩名秀樹議長と現在議会事務局の次長になられました高沖次長が私を推薦してくださったとのことでございます。お2人と私とはかなりの年齢差がございしますが、この2人の男性のウルトラ級のポジティブアクションに1人の女性として深く感謝しております。

その推薦理由なのですが、私の三重県議会の傍聴の努力を高く評価してくださったのだそうです。三重県議会の県議会議員の投票率、この前の選挙は56%だそうです。私は選挙の投票率を80%にしたいという夢があります。その夢の実現のために、こつこつと続けておった傍聴行

動を見ていてくれる人がいたんだなと思って、この評価には大変感激をいたしました。

鈴鹿市議会の傍聴は平成8年ごろから続けています。これは鈴鹿市情報公開条例の意思形成過程に参画できたことがきっかけで、市民の知る権利を保障した条例の成立を自分の目で見届けたいという思いから始めました。それまでの私は、議会が傍聴できるということすら知りませんでした。その後、県議会の傍聴にもトライしてみますと、受付の人や警備の人がとても親切で、部屋がわからないと2階から職員が降りてきてくださって、案内をしてくれまして、まるで花水木のホテルのチェックインのようでした。その上、職員が「今、三重県議会がやっていきたいのはこれなんです」と言って、このような資料を「どうぞ持っていってください」と手渡してくれました。それは二元代表制における議会の在り方検討会、座長は三谷哲央議員ですが、その検討会が平成17年3月30日付でまとめられた最終検討結果報告書だったのです。

このような職員の温かい県民サービスや、前向きな姿勢で私は、また三重県議会に傍聴に行きたいなという気持ちにさせていただき、現在も傍聴行動は続けています。

それから、もう一つ推薦理由がありました。岩名議長のごあいさつの中にもありましたけれども、三重県議会の会期が2回になったんですね。もうご存じですね。それで会議を見直すに当たって、会期に関する検討プロジェクト会議が設置されたんです。その会議にパブリックコメントを提出したのは、県民たった2人だけだったのですが、その1人が私だったからということだそうでございます。

それで、この会議の座長は萩野虔一議員なのですが、新聞報道によりますと、萩野座長に「格好つけるのはやめてもらいたい」と言った人がいるそうなんですけれども、感想は「みんなちがって、みんないい」わけでした、この会議をずっと傍聴しました私の感想も皆さん、聞いてください。

萩野座長は、格好つけるも何も、座長としての真摯な対応がとっても格好よかったです。ただし、ただし書きがつきます。私は鈴鹿市では、鈴鹿市の新庁舎の中にいらっしゃる男性のパフォーマンスに、「美保ちゃん、何度だまされたら気が済むのか」と、もうあきれられている女でして、私はまた三重県議会にだまされているのかもしれませんが、私がだまされているのか、そうでないのか、三重県議会の単なるパフォーマンスなのか、そうでないのかは、今後志のある三重県民が必ずや検証していってくださるものと確信しています。そしてそのためには、もっともっと多くの県民の関心を三重県議会に引き寄せなくてはと企てている県民なのでございます。

次に、三重県議会感動編です。まさに桜の季節、私より年下なのに副議長になられました桜井義之議員の船中八策ではなくて「桜の八策」にあやかりまして、8つに絞ってまいりました。

1つ目、三重県女性議会の開催です。平成10年に開催されておりますが、そのときの議長は末松充生議長でございました。私はこの女性議会へ自分の意見を提出することによりまして、三

重県教育委員会は、知事部局から独立していること、県教委と市教委はそれぞれ独立部局であることを学びました。2つ目、法定の会議ではない、議案聴取会、全員協議会、各派代表者会議の全面公開です。三重県議会の代表者会議が初めて傍聴できるようになった日に、私は傍聴席に座ってありました。三重県民たった1人でしたが、その日の感動を忘れることはできません。皆さんの議会はいかがですか。鈴鹿市議会は昨年度から全員協議会がやっと傍聴できるようになりました。次は代表者会議を今年度中に傍聴できるようにしていただきたいので、鈴鹿市議会、どうぞよろしくお願いいたします。

3つ目、その代表者会議を傍聴してありましたら、自分の目の前で120万円使いきりの海外視察が廃止になりました。えっと思ひまして、傍聴席で立ち上がって拍手しそうになりました。そしてその後、その予算を知事部局に戻してなるものかと思ひまして、海外視察廃止分を議会事務局の職員の研修費などに使ってほしいと局長に要望しました。

4つ目、議会と知事との意見交換会です。二元代表制と議会基本条例については、議事概要を読み、会期見直しについては実際に傍聴しました。そのとき知事と議員との距離がすごく近くて、足で蹴り合いができるなという会話が準備のときに聞こえてきたので、今から野呂知事が議員さんから蹴飛ばされるのかと心配しておりましたが、蹴り合いはありませんでした。私は、シナリオのある子どもたちの学芸会でも涙があふれる人ですが、この議会と知事との意見交換会も、傍聴席で胸が熱くなりました。

五つ目、この平成19年1月11日に開催されました「住民自治セミナー～地方財政を考えよう～」という冊子が「自由にお持ち下さい」と表示されて1階のフロアに置いてあったことです。この冊子のP33の質問者Bの質問を一部紹介します。「議会基本条例が制定されました。制定される所をこの目で見ましたが、議会基本条例が制定される前は、政務調査費が県民にどういうふうに関係公開されていて、この条例が制定された後はどういうふうに関係公開されていくのですか、その違いについて教えてください」と質問者B、何てタイムリーな質問なのでしょう。そのときの議長、藤田正美議長の回答がびしょと記録されているものでございます。ちなみに各議員の平成17年度の政務調査費収支報告書はこの1枚です。これは岩名秀樹議員の216万円の使途ですが、これでは何に使われているのかわかりませんでした。それから、会派名、新政みえの収入は17年度4,155万円、びっくりしました。何に使われているか、同じようにわかりませんでした。会派も1枚です。

6つ目、三重県議会は予算決算特別委員会ではなくて、予算決算常任委員会が設置されています。この予算決算常任委員会の平成19年6月27日に議案第1号 平成19年度三重県一般会計補正予算に対する附帯決議案が出されました。一部読みます。「今後このような説明不足ととれる事柄がないよう重要な政策決定に当たっては、従来の官が一方的に決める方法ではなく、

ガバナンスの観点から、十分に県民や議会の意向を踏まえるよう強く求める」、これが議決されて、気持ちがすっきりいたしました。

岩名議長、お待たせしてすいません。あと2つでございますので。7つ目は、平成19年10月19日に教科書検定に関する意見書が全会一致で可決されたことです。沖縄戦における集団自決の記述に係るものです。この意見書の賛成討論を傍聴席で聞いておりましたが、三重県議会史に残る賛成討論であったと思っています。これを可決してくださった三重県議会の議員さん全員に感謝の気持ちでいっぱいでございます。

8つ目、最後はこれです。福祉医療費助成制度の見直しに関する申し入れ書です。これには福祉医療費の一部負担（自己負担額の2割）については、大多数の市町の理解を得られていない現段階においては、これを導入すべきではなく、「これを導入すべきではなく」と書かれておりました。そして、これはその申し入れ書に対する知事のお返事で、「自己負担は導入しないこととします」「自己負担は導入しないこととします」「自己負担は導入しないこととします」と書かれている文書で、平成20年2月19日の全員協議会の傍聴者用の資料の中に入っていたものです。

この申し入れ書は、議会基本条例の検討会の設置第14条と、議員間討議第15条に基づく政策討論会議で作成され、その後、議会が一枚岩になって知事に提出されました。議会基本条例が成立したことは、県民にとってメリットだと私が感じられる出来事でございます。そして、まさに二元代表制を目に見えるようにしていただけたと実感できたこの全員協議会に、私は最も感動しました。

以上でございます。（拍手）

片山慶應義塾大学法学部教授 ありがとうございます。

私もいろんな経験してきましたけれども、議会のことをこういうふうにご一般のというと大変失礼ですけれども、県民の皆さんが理解をして、是は是、非は非、特に是の方について語られるというのは、初めて聞きました。多分皆さん方もそうだろうと思うんですけども、やはり県民の皆さんに理解してもらって、いいところはちゃんと評価してもらおうという、これが一番大切なんだろうなと思えましたね。

せっかくですから、ご質問したいんですけども、代表者会議を三重県では全面公開されているということで、私がおりました鳥取県でも代表者会議には傍聴はおられなかったけれども、マスコミは自由に入っていました。皆さんのところはいかがですか。代表者会議をクローズドでやられているか、それともマスコミ、少なくともマスコミにはオープンにしているかというのはいかがですかね。マスコミにオープンにしているのは鳥取県と三重県以外で、どちらですか、京都ですか。

結局、これは密室性を打破しようということなんですね。議会はオープンになって、全員協議会まではオープンにしているけれども、実は代表者会議はクローズドシステムの中で何やっているかわからないというのは、やはりちょっと変な表現ですけども、議会の皆さんにとっては損だと思えますよね。せっかく透明化をしているときに、いくなれば画竜点睛を欠いている。今の三重県の代表者会議のお話は参考になるんじゃないかなと思って伺っていました。ありがとうございました。

それでは、お待たせしました。岩名議長さん。

岩名三重県議会議長 私が申し上げることは余りないような気がいたしますけれども、三重県議会のことをこれほどご理解いただいている県民がいらっしゃるということに対して、本当に敬意と感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

三重県議会は改革に取り組み始めたのは、私が最初の議長になりました平成7年以降でございます。もう13、4年経つわけでございますけれども、その考え方といたしましては、一つには情報公開を徹底していこうということであり、もう一つの柱は住民参画によって住民自治を大きく進めようと、こういう2つの考え方がございました。

まず情報公開の徹底、県民にわかりやすい議会活動ということでございますけれども、政務調査費の全面公開、これは今、全国的にも大いに進められておりますけれども、三重県では1年間前倒しをいたしまして、今年の4月1日から1円以上の領収書を添付すると、こういうことに3月31日に条例改正をいたしたところでございます。

それから、先程中山さんのお話もありましたが、海外調査制度の廃止、これは120万円1人当たり4年間で活用するというものでありましたけれども、いろいろな意見もありますし、また政務調査活動の一環ではないかと、こういうご意見もありまして、これは昨年私議長への就任と同時に廃止をさせていただいたところでございます。

それから、意外に効果があったかなと思っておりますのは、議長の定例会見を毎月1回行っております。これはもちろんオフレコではなしにオンレコで、何が出てくるかわからないということでございますけれども、議会側のさまざまな行事、あるいはまた発表事項等がございますが、そういうものを毎月マスコミの方に発表させていただく機会でもありますし、そうした機会に今起こっております、例えば、暫定税率の問題でありますとか、さまざまな国に起こっております事象につきまして、議長の見解を求められるというようなことはございます。

これは新聞等も非常に発表していただくことが多くて、これは議会と県民を結ぶ大きなパイプになっているのかなと、こんな感じをいたしているところでございます。

それから、議会の出前講座というのを行っております。次代を担う子どもたちに理解をしてもらおうということで、県内の小学校、中学校、高等学校、大学、あるいは外国人学校を対象に議

員が出向きまして講義をいたしております。特に、自分の選挙区へは行けないということになっておりまして、広聴広報の委員の方が中心になってこれを進めていただいております、3月末までの半年間で11校に対しまして、出前講座を実施いたしました。

その後、本会議に傍聴に来られる学校等もありまして、子どもさんたちが議会に関心を持っていただける、こういうことに大きな意義を感じているところでございます。

それから2つ目には、知事に対しまして、積極的に政策提言を行っていくということを行っております。議会基本条例の第14条の中に、政策討論会議等の検討会等を設けるとということが明記されておりまして、これを活用して、さまざまな行政課題に対しまして、緊急に対応するために行っているものでございます。

例えば、昨年の地方統一選挙におきまして、野呂知事は老朽化いたしております博物館の建て替えをマニフェストに明記をいたしました。それで、我々議会といたしましては、それでは議会としての博物館がどのようなものがあるのだろうということをこの政策討論会議を開いて、先進地の視察でありますとか、あるいは現在の博物館の見学、あるいはまた専門的知見を活用して、さまざまな有識者のご意見を伺う、そういうことをいたしまして、一定の三重県議会としての構想をまとめました。そういうものを知事に提案をいたしたところでございますし、また先程のお話にもございましたが、福祉3公費医療制度、乳幼児医療費、ひとり親の関係、身体障害者の関係の医療費の自己負担分の2割を負担をしてもらって、持続性のある制度にしたいという知事の発言がございました。これに対しまして、議会としてこの政策討論会議を急遽開催をいたしまして、意見をまとめたところでございます。

その際には、当事者であります障害者の代表の方、あるいはまた市町の首長さんにもご出席をいただいて、そしてさまざまなご意見をいただき、議会としての意見を取りまとめ、全員協議会で全員のご意見も伺った上で、知事に提案をし、先程のお話しにありましたように、知事はこの案を撤回することに至ったわけでございます。

その他、検討会の設置等も行っておりまして、国で議論をされております道州制に対する検討会等も行っておりまして、一定の議会の考え方をつくり上げたりもいたしております。また、議員の提案条例、これにつきましても、赤福から起こりました偽装表示事件をきっかけといたしまして、県民の食の安全・安心に対する不安が募ったということから、昨年末には食の安全・安心の確保に関する条例制定を目的とした検討会が発足をし、参考人招致やあるいはパブリックコメントなど、県民参画を取り入れながら、議員による政策提案条例の検討を進めているところでございます。

また、今後の我々議会の課題といたしまして、先程来いろいろご評価もいただいておりますが、平成18年度の年間の我々の会期日数は106日でございました。1番は神奈川県は108日というふうになっておりますが、やはりこれを通年議会にしたいという私の最初の思いがございま

した。いろいろ議会の中で検討いたしました結果、年2回にいたしまして、2月から6月までの第1回、そして2カ月の夏休みがありまして、9月から12月までを第2回目、そして合計で230日程度の会議に設定をいたしたところでございます。

これによりまして、先程片山先生からもお話しありましたが、税条例が今まではすべて全国的に我々もそうでございますが、知事の専決処分であったものが、議会開催中であるために議会が招集してこの条例を審議をすることができました。今後、自動車取得税は期限が4月で切れると思います。そうした中で、また4月、それが決定いたしますと、期限が切れればまた議会を開いて、税に関する審議をしたいと、このように思っているところでございます。

地方自治法におきましては、議会のことを余り触れていないわけでありまして、議員には余り口を出させないシステムになっているというふうに私は思います。4回という議会の中に封じ込めまして、その期間に出してくる長の議案は全部丸飲みをさせると、こういうシステムでありますし、議長が特別に自分で招集がかけられないように議長の招集権を封じている、こういう大変不備な自治法だと思っております。しかしながら、それに不平を唱えているだけでなしに、何とかすき間を縫って運用を図っていかねばならないと、このように考えているところでございます。

また、我々が今、全国議長会におきまして議員の身分、そして報酬を歳費化してほしいとか、そういう要望があることは皆さんご承知だと思っております。要は自治体議会議員の立場というものは非常に千差万別で、各自治体によって皆違う、こういうことを改めるための運動が始まっているわけですが、そのためにも、今、三重県が行っておりますように、4回という議会の開催の枠を取り外して、通年的議会に皆さんも変えていただいて、そしてしっかりと勤務時間が確保されていますよと、議員活動はしっかりやっておりますよという形をつくっていくことが、これらの問題解決になるのではないかと私は考えております。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

片山慶應義塾大学法学部教授 ありがとうございます。

今、三重県でこれまで行われてきました改革について、いろんなお話がありまして、いかがですか。参考になる点が随分あったと思っております。私も知事をやっておりましたときに、議会といろんなやりとり、相談をしたり、対立をしたりしながら、いろんなことをやって、議会の改革も僭越ながら促してきたりしたんです。いろんなことをやってきましたけれども、こんなこともあったのかと、こんなやり方もあったのかという非常に新鮮な気持ちでお伺いしたところです。

特に、議長さんが定例会見するというのは、非常にユニークですよ。ユニークというのは変わっているという意味ではなくて、余りされていないでしょう。他にされているところはありますか。私はぜひされたいと思うんですね。

そのことの持つ意味は、一つは情報公開ですよ。今議会でどんなことが起こっているかというものの公開を積極的にされている。もう一つは説明責任を果たさなきゃいけないということですよ。人前、特にマスコミの前に出るということは、自分の言いたいことだけ言って、はい終わりじゃなくて、時には厳しい質問も来ますが、それに対してきちんと説得力を持って答えられますかということが問われるわけですね。

しかし、それをされれば、マスコミを通じて県民、住民の皆さんの関心が議会の方に寄せられるわけですよ。今までは圧倒的に情報の発出は執行部が多いんです。ですから、執行部に世間の耳目が集まって、自治体の経営というのは執行部を中心に動いているというふうになるわけです。ところが、議論の場が、情報の発出の場が、議会の方にも拠点ができるとなると、非常にバランスのとれた自治体からの情報発信になりますので、これは大いに参考にされたいんじゃないでしょうか。大変でしょうけど。どれくらいの頻度でされているんですか。

岩名三重県議会議長 月1回です。

片山慶應義塾大学法学部教授 月に1回ですか。それに対して、首長である知事の会見はどうですか。

岩名三重県議会議長 月1回です。

片山慶應義塾大学法学部教授 同じなんですね。はい、わかりました。ありがとうございました。

4人の方から大体それぞれの方が体験してこられたこととか、日頃考えておられることを述べていただきまして、ちょっと私の方で追加的に質問なり、追加の説明を求めたいと思うんですが、神奈川県松田議長さんにお伺いします。商店街の活性化条例をつくられたという話があって、そのポイントは幾つかあるんでしょうけれども、お話を伺ったら、新しく入ってきた人も商店街の振興組合が何かに加盟しなきゃいけないということで、新たな義務づけになるわけですよ。多分、そういうのは嫌だなとか、うざったいなという人もいると思うんですけれども、反対はなかったですか。

松田神奈川県議会議長 まだ、この条例をつくったばかりで、商店街の活性化については、市町村の方で具体の施策を推進していますから、市町村の方でもご尽力いただく形をとらせていただいています。

片山慶應義塾大学法学部教授 そういうときに、例えば条例を何かつくるということは、新たな義務を課すとか、権利を多少制限するとかという、点に条例の意味があると思うんですけれども、そういうときに必ず賛成する人もいるし、反対する人もいるので、例えば議会でそういう立法活動をするときに広く意見を聞いてみようかというようなことはありますか。

松田神奈川県議会議長 私どもの議会の中に、商店街推進議員連盟がありますが、その議員連



盟が何度も商店街の方々と議論をし、そして市町村とも議論をした結果、ここに行き着いたという経過です。

片山慶應義塾大学法学部教授 先程三重県の方からは、参考人質疑の話がありましたが、これは皆さん方のところはいかがですか。参考人質疑や公聴会をやられていますか。余りやられていないでしょう。地方議会は国会と同じように、公聴会とか参考人質疑をやるんですよね。その意味は何かというと、大体条例案とか政策というのは、執行部から出てきますでしょう。執行部のお役人の人はいいことしか言わないでしょう。これはうまくいきますから、ちゃんと調べていきますから、この案が一番いいんですよと言いますが、本当かどうかわからないんですよ。

裏をとらなきゃいけないときに、参考人、それは役人ではない人と呼んで、本当にそうかと聞くんですね。公聴会もそうですけれども、こういうことをぜひやられたらいいと思っているんですけれども、三重県の場合はされているということです。そういうことをされているところがありますか。是非、これはされたらいいと思います。

先程、井上さんが矢祭町の日当制について触れられましたが、実は矢祭町に続いて鳥取県の江府町というところも同じように日当制にしたらどうかと、住民の直接請求で出てきたんです。法定の署名を集めて町長に提出して、町長は反対の意見をつけて議会に提案をされて、議会では否決したというニュースがこの間、流れていましたけれども、井上さんはああいう日当制については、否定的ですか。

井上日経グローバル主任研究員 いや、そうではなくて規模によって全然違うと思います。人口が1万人未満だと、多分その地域の税収で職員とか議員の給与を賄えないんじゃないかと思うんですよ。矢祭町の場合は合併しない宣言をやったわけですから、それをあくまで守り抜くために、議会の方も行革に加わっていただくという、そういう意味では首尾一貫しているというか、しかも議会自身がそれを決めたわけですから、これは誰からも文句を言われることはない。ただし今後の運用で、支障が出てくるのか、こないのか、それは注目したいと思っています。

片山慶應義塾大学法学部教授 私なども地方自治法をやっている者として、矢祭町の例とか、それから実現しませんでしたけれども、鳥取県の江府町の直接請求で日当制にすべしという提案が出てきたことについては非常に考えさせられます。

議会の皆さんには、本当は私以上にもっと考えていただきたいんですね。といいますのは、矢祭町の場合には財政改革とか、行政改革とか、合併しない自立の道を歩むための一つ的手段としてやられた。鳥取県のケースを見ていますと、当事者には申し訳ないんですけども、議会に対する不信があるんですね。報酬に見合った仕事をしていないんじゃないかというのが背景にどうもあるんですね。だから、これはかなり重く受け止めなければならないですね。

私が新聞から矢祭町のことを聞かれたときにお答えしたんですが、議会というのは多様性があ

った方がいいから、片方に三重県のように通年議会にするというそういうやり方があってもいいし、それから矢祭町みたいに、井上さんおっしゃるように小さな自治体だったら、日当制というものをとるところがあっていい。否定するものじゃありませんが、いろんな多様性があるのもいいと思うんです。

やってみて、例えば日当性にした議会ではちゃんとした人が誰も立候補しなくなって、安かろう、悪かろうになったということだってあり得るんですよね。よくなる可能性もあるし、そうでない可能性もある。そうなったら、また直せばいいんです。他のいい議会のまねをすとか、追随してもいいです。だから、試行錯誤という面が地方自治にはあっていいから、多様化という意味で評価ができるんじゃないですかということをお願いしたんですけども、これはいろいろ賛否があって、やっぱりそんな日当だけだったら、ちゃんと人は来ないんじゃないかという危惧を言われる方もおられます。

逆に、日当に見合うぐらいの責任感だったら気が楽なので、もっと大勢の人が参画できて、かえって裾野が広がっていいんじゃないかという意見もありますが、これはやってみたらいずれ結果がわかると思うんですね。

それから、中山さんは、さっき鈴鹿市議会のことをちょっと触れられましたが、鈴鹿市議会に他に注文はありますか。

中山美保 代表者会議以外にも、政務調査費に係る会議であるとか、それから広報広聴に係る会議であるとか、まだ、傍聴できません。私は三重県民でもあり、鈴鹿市民なので、ちょっとそういったところを変だと思うんですよね。それで、全員協議会が昨年度公開になったというのは、実は、私、10年要望しました。それというのは、平成9年に鈴鹿市の情報公開条例がスタートしていて、この条例の中に実施機関として議会が位置づけられていて、会議は原則公開と触れてあって、そして何で議会だけ非公開にできるんだろうとずっと思っていました。平成16年に議運が開いて、やったと思って、それで全員協議会は、実は二元代表制のことを学びましたもので、市長に直接フォーラムを通じて、大切な計画を全員協議会で話し合ってもらっただけけれども、私たちは傍聴できないので、どうか議長と話し合ってくださいと市長の方へ先に直訴したんですね。そうしたら、市長が次の日に議長さんと市民からこんな意見があるとお話し合いをしてくださって、そしてそれが平成18年12月だったんですが、翌1月から市長が動いてくださったことで、全員協議会の会議録が、議事概要で何か全然わからない、質疑があったと書いてあるだけだったんですけども、テープおこし状況になったんですね。

それがわかったのが、委員会の傍聴をしていたら、部長がこういうふうに全員協議会で答弁していたというように議員さんが、その会議録を使っていろいろご審議していただいていたんですね。それで、議長の方にも直接直訴しましたら、局長までも、「中山さん、あなたがあせる

と決まるものも決まらないからちょっと待っておれ」と言われて、財政課の課長とかも全部巻き込みまして、要望を続けたら、代表者会議で持ち帰りになったということを伺いまして、その後、今の新しい議員さんたちが、「こんな中山さん、当たり前ですよ」と言ってくれて。二元代表制のことを県議会で教えてもらったもので、両方に要望しました。それで進んだので、これは市長にも感謝しているんです。

そういうふうにして、鈴鹿市の全員協議会が開いたんですよね。それで、代表者会議は、実は三重県議会の方も全員協議会は記者クラブの人は傍聴できたんですけど、県民には傍聴できなくて、なぜ、なぜ、なぜと言っていた時期が長く続いたんですよ。初めて全員協議会が傍聴できるようになったときも傍聴したんですけど、あとどこがありますかと聞いたら、代表者会議ですよと言われて、これは記者クラブも、県民も、傍聴できないんですよと言われたんですよね。その後、公開になって実際行ってみたら、一番わくわく、ドキドキする会議だったんですよ。何でこんなもの、もったいないと、今の時代、ちょっと政治不信もありますもので、隠れてやっている、議員さんが隠れて要らんこと話し合っているんじゃないのかと議長、ごめんなさい、一番要らんこと話し合っているボスだと思っていたんですよ。そうしたら全然違ったもので、びっくりして、だから鈴鹿市議会も代表者会議を公開しないと損だと思います。

この場をおかりして、鈴鹿市議会にも要望してもいいよと言われていたんで、じゃあ、ぜひともお願いしますということで要望を入れさせてもらったんです。すみません。

片山慶應義塾大学法学部教授 今のお話はね、非常に本質を突いた部分があるんですね。というのは、議会はおもしろくないとみんな思っているんですよ。整然と行われる議会はおもしろくないですよ。あらかじめ結論を決めていて、それでやりとりも大体シナリオが決まっているのを読み合うだけだったら、見ている方が全然おもしろくないんですよ。実はそうなる前に、かなり激しいやりとりがあったり、いろんな相談や協議があったりしているはずなんですよ。その結果がスムーズに行く表面の議会なんですね。

その表面ではない、中身の方を話し合っているところが、実は見たら本当におもしろいんですよ、真剣なやりとりがありますからね。それを公開しないのは宝の持ち腐れではないかと言われたんですけども、私もそのとおりだと思います。

さっき私、講演のときに、アメリカの議会が魚河岸のようなものだという印象を日本の当時の幕府の高官が述べた話をしましたけれども、日本の議会、失礼ですけども、八百長と学会をやっている議会を見たら、多分お通夜みたいな印象を与えるのではないのでしょうか。弔辞を読んでいるんじゃないかと誤解されるかもしれませんね。

やはり魚河岸の方がおもしろいですよ。生き生きしてますからね。そういうふうに公開しないのは損だというふうにとらえた方がいいのではないかと私は思っていたんですけども、今、

この業界の外におられる方からそういう話が出たので、なるほどそうだなと思ったような次第があります。

岩名議長さんにお伺いしたいんですが、三重県の基本条例を見ると、幾つか特色があります。その中の一つが、県の計画を議会の実質承認事項としている点ですよね。これは非常にユニークだなと思ったんです。というのは私はさっき講演のときに予算とか、それから条例とか、決算とか、そういうものは議会の議決事項になっていますから、これは当然議会を通さなければいけないんですけども、計画というのは、当面予算化もしませんし、何も具体的な事業が行われるわけでもなくて、ただ絵をかくようなものですから、これは議会の議決事項ではないんですね。

そこで、勝手にというと、語弊がありますけれども、執行部限りでどんどんつくってしまって、世の中に発表して、もう既成事実になってしまう。そして後年度になってから、この事業は計画にのっているから、計画どおりにやらなければいけないんだという話になって、議会も引きずられてしまう。今さら反対できないみたいなことが往々にしてありますよね。

それだったら、やはり最初のときに、入り口のところできちんと県民の代表である議会がちゃんとチェックをして、是か非かを論じておかなければいけないというのは、これは当然だろうと思うんですよね。最近、国の方でも道路整備計画だとか、いろいろな計画があって、その計画の当否について議論があるんですけども、自治体も総合計画だとか、そういうものはちゃんと事前にチェックしていかなければいけないという必要性があると思います。市町村の場合には、基本構想というのがあって、これは地方自治法の2条に基本構想は議会の議決で決めるということになっていますから、一応総合計画的なものも含めて議会の議決事項にできるんですけども、県の場合はそれがありませんね。

それをあえてされたということなんですけれども、そこで伺いたいのは、それをやるときに、理論的抵抗とか、感情的反発などはありませんでしたか。

岩名三重県議会議長 どこからですか。

片山慶應義塾大学法学部教授 執行部から。

岩名三重県議会議長 あまり記憶にございませんけども、私たちはいわゆる長期総合計画だけをやったわけではなく、様々なビジョン等についても議決権拡大の中で取り上げました。

あるいは、先程先生からお話しがありましたが、審議会等の委員にもなっておりましたが、これもほとんど撤退をいたしまして、31ぐらいあったところから、今25ぐらいに減っていると思うんです。法律による必置義務があるものについては、それはいたし方ないと思います。それ以外は全部撤退いたしました。そのようにさまざまな改革をずっと一気にやったものですから、誰からも余りクレームがあったような記憶はございません。

松田神奈川県議会議長 神奈川県ですが、平成16年に計画を策定するための条例をつくりま

した。これは知事のマニフェスト論争の中において、総合計画をいかにするかという議論の中の過程で、総合計画も議会案件だということに決めたんですね。それで、5年以上の県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画等についても、議会案件とすると決めたのですが、相当反発されました。

当局の方から誰が判断するのか、どれを議会案件にするのかということが相当ありましたけれども、今、3年程が経過して、ほぼもうこれがそうだなというふうになってきましたので、計画もやはり議会がしっかり審査すべきだというふうに我々は考えています。

片山慶應義塾大学法学部教授 今、私が何でこんな問題を提起したかということ、これは議会の議決事項というのは、議会の意思によって増やせるんですね。法律で議会の権限になっていることは、これは当然議会の権限ですけれども、日常議会活動をされていると、それだけではどうも不十分だなと思われることはあるでしょう。執行部の方で勝手に決められていて、あとでやいやいや言ったって、カエルの面にしょんべんみたいなのがあって、議員さんが泣き寝入りという変ですけれども、言ったって、全然かいがなかったということがありますよね。

そういうときに、でも本当にこれは議会でチェックした方がいいんだというようなことがあったら、事前に議会でチェックすると決められたらいいんですよ。これは事前に議会の承認が要るんですよということに決めたらいいし、少なくとも議会に報告をしなさいよぐらいのものでいいですけどね。そういうことをどんどん広げていったらいい。もちろん、むやみやたらに要らないものまで広げることはないし、議員がつまらないことで忙しくなるだけだから、やめた方がいいですけど、でも本当に必要なことならば、議会の議決事項として取り込まれたらいいんですよ。

例えば、私の経験ですと、鳥取県でこんなことがあったんです。外郭団体として土地開発公社とか、住宅供給公社とかがありますでしょう。あるとき外郭団体の給与がえらい高い、退職金がえらい高いねということに気がついたんですよ。これは財団法人の理事会で決めたら決まってしまうんですね。それで、当時の鳥取県では、知事がそういう外郭団体の理事長職などは兼職しないということにしていましたから、別の人が理事長をやっているわけです。そうすると、気がついたら、何かいろいろ労働組合との関係とかあったんでしょうけれども、えらい高い処遇にしているんですよ。これはいけないなというので、ではもう1回、知事や副知事が理事長を兼ねるようになるかというのも、これも逆行だから、どうしたかということ、議会で議決だったか、条例だったと思いますけれども、外郭団体の給与水準とかを変えるときには、ちゃんと議会に報告しなさい、届け出なさいということで、いずれにしても議会でチェックしますよということにしたんですよ。これは効果的な歯どめ装置になるんですね。外郭団体の労使交渉のときなんか、そのことがどうしても頭に入りますから、やみではできないわけですよ。それをするだけで、も

うー々毎年個別にチェックするようなことをしなくても、ちゃんとうまくおさまるようになるんですね。

だから、議会の権限を有機的に、有効に拡大するとか、活用するということがされたらいいんだなと思っていたものですから、今、お話伺って、三重県などは計画の段階でチェックする、神奈川県もそういうふうに行われているということを知って、大変私はいいいことだなと思いましたね。

もうそろそろこのパネルディスカッションの前半の部分の時間が来ましたが、何かこのパーツで一言加えておきたいということはありませんか。

中山美保 私は皆さんに質問がありまして、今議決のことが出ましたけれども、私も鈴鹿市議会と三重県議会の議決事項が違うということがわかって、三重県議会は地方自治法第96条の解釈を広くとって、そしてどんどん今まで計画を承認していなかったものも入れているんですよ。それが13年度ぐらいからだったように記憶しているんですけども、鈴鹿市議会の議決事件も三重県議会のように増やしてほしいと今要望しております。

それで、その議決されたことについてなんです、建設とか管理運営等を民間企業に委託して、委託契約を地方自治法第96条1項5号によって議会が議決をしますよね。その後、委託した民間企業が何かトラブルを起こしたり、例えば爆発事故のようなことがあったりとか、何かトラブルが議決してから起こってしまった場合、その議決の責任というのがどうあるのかなというのが今疑問なんです。

野呂知事がいつもおっしゃっていることは、議員提案条例でも最終責任は知事にあると、何回も口ぐせのようにおっしゃられているんですけども、この委託契約の議決の議決責任みたいなものについて、少し教えていただければと思います。

片山慶應義塾大学法学部教授 もし何かありましたらいかがですか。議会が議決したことに基づいて、物事が進んで、その結果、不具合が起こって、例えば端的に言えば、当該被害を受けた人から自治体に対して損害賠償の請求があったりしますよね。そのときに誰が責任を負うのか、三重県の知事は結局おれじゃないかと、おれというか、県に来るから県が損害賠償しなければいけないじゃないか。ということは、議会に安易に議決事項を増やしたりして、そんなことしたら困りますよということなんでしょう。

岩名三重県議会議長 当然、議決責任と執行責任は両方あると思うんですが、議決責任ももちろぬことはないと思いますが、やはり大きいのは執行責任であって、これは執行した人が責任を負うということがまず第一義的だと思います。そして議会としての議決責任は4年おきに行われる選挙等々によって住民の評価を得るというふうに私は考えております。

片山慶應義塾大学法学部教授 松田議長さん、何かありますか。

松田神奈川県議会議長 今の地方自治法の中では、そういう解釈になるんでしょうけれども、

先程片山先生のお話を聞きながら思ったことがあって、例えば道路特定財源の問題で、おのおの3月、平成20年度の予算に対して、審議して、結論が出ています。議会で可決し、予算が可決されているわけです。4月29日以降、賛成した議員はどのような態度をとったらいいのか、私は、あの時考えました。そんなことを思って、政治的な責任というのはおのおの判断しなくてはいけないことではしょうけれども、当然の認識として、こういうこともあるなというふうに私も思いますので、地方自治法の問題では、岩名議長がお話になったように、政治的責任、それはまた自ずと我々が考えなければいけない問題だと考えます。

片山慶應義塾大学法学部教授 今の中山さんの問題提起について、私の見解を言いますと、これが絶対というわけではなくて、私の見解なんですけれども、今、提起された問題は議員立法とか、議会がイニシアチブをとって決めたことに基づいて、何か不具合が生じてそれが損害賠償か何かになるとき誰が責任をとるんですかという問題設定なんですよね。

実はこれは、議員立法だけではなくて、執行部側が提案をして、その結果、不具合が生じて、責任を追及されるということもあるんです。同じことなんです。執行部が提案して、それも議会が承認をして、その結果、不具合が起こるということです。

だったら、何で議員立法のときだけそういう問題が提起されるんですかということなんです。執行部提案だって同じことなんです。その場合も、議決機関が議決したということに伴って、その議決機関が直接責任を負うということはずがないんです。議員立法の場合だってその議決というか、条例とか、そういうものは絶対おかしいと思ったら、首長は再議に付すべきなんです。執行できませんということで。そういう再議の制度はあるわけですよ。

だから、議員立法で何か出てきたときに、そんなことしたら絶対不具合が起きるよと思うんだったら、首長の方が再議の権利を行使すべきなんです。もちろんその上でも3分の2の議決で通ることもありますけど。その上で、例えば不具合が起こったらどうなるかということ、損害賠償の請求がありますよね。そのときは執行が悪かったのか、執行に怠りとか、間違いがあったのかどうか、もしくはルールが間違っていたのかという、実は裁判のときはそういう審議をするんです。そこで分かれると思うんです。ルールは間違っていないけど、執行に怠りがあったのなら当然、執行者の責任です。それから、そもそもルールがおかしいですよということだったら、恐らく執行者の個人的責任は当然免れます。ただ県全体としては責任を負うことになりますけど。そのときも議員さん一人一人にあんたらが議決したんだから、賠償請求しますよということにはなりません。そのようなものだろうと思います。

やはり合議機関の議決機関というのは、ある意味ではみんなで決めるわけで、そこには賛成する人も反対する人もいます。ただ、最後は全体の結論を出しました。それについて賛成した人が責任を負うということにはなっていないんです。それを見ると、住民の人から見たら、それって

議会は無責任じゃないかと言われるかもしれませんが、しかしそれは最後の政治的な決定をするときには、そういうやり方にしましょうねというルールなんですね。

あ、気が楽だ、これで何でもやっていいんだということじゃないんですよ。それはやっぱり一人一人の評決というのは非常に重いものですから、やっぱり住民の負託を受けて、重い責任を背負って決めるんですけど、決めたことに対して一々責任は追及されないということですよね。最後は議長さんが言われたように、あとは選挙のときに、政治的責任を問われるということだろうと思いますね。ありがとうございました。

それでは、とりあえずここで締めて、休憩の後に会場の皆さんからいただいているでありましょうご質問に皆さんからお答えをしていただくことにしたいと思います。とりあえずそれではここで休憩に入ります。（拍手）



## 6. 会場との意見交換

桜井三重県議会副議長 それでは、ただいまから意見交換に移らせていただきたいと思います。  
大変たくさんのご質問をちょうだいしました。限られ時間でございますので、少し4、5点に絞らせていただきたいと思いますということで、あらかじめご了承したいと思います。

それでは、まず初めに、片山先生にご質問をちょうだいいたしました。新潟県議会の佐藤議員さんからでございますが、「二元代表制のもと、議会は主権者である県民の意見を代弁し、監視、チェック機能を強化しなければなりません。そのために時に、無所属議員や少数会派の発言を保障すべきと考えております。このための機能強化をどのようにすべきか。また、予算ばかりでなく決算の不承認も知事の不信任として取り扱うべきと考えますが、講師の先生のご所見を伺いたい」ということでございます。

片山慶應義塾大学法学部教授 最初の、議会は少数会派の意見をより尊重すべきではないかというのは、2通りの意味があると思うんですね。少数会派の人たちに発言の機会をちゃんと十分に確保すべきではないかという意味と、それから少数意見の尊重だから、少数者の言ったことを聞くべきではないかということもあるかもしれません。

後者の方は、これはさっき私は、講演のときに申しましたけれども、いくら少数の人であっても、なるほどなと思ったら、みんながそれに合意納得するということだろうと思うんですね。納得しなかったらしょうがないですね。ただし、前者の方の機会は少数会派の人にこそ多少厚めにしても与えるべきだと私は思います。というのは、多数会派の人の発言というのは、普及しやすいというか、人目につきやすいわけですね。ところが少数会派であるがゆえに、発言の機会がない。例えば質問も非常に制限されるということでしたら、いくらい意見や主張も話のもっていきようがないわけですね。やっぱり言ってもらって、なるほどなと思うかどうかというのは、試してみなければいけないと思います。ですから、議会というのは、むしろ少数会派の皆さんに質問の機会とは反比例的にあるということの方がバランスはとれているだろうと思うんです。

ちなみに私がおりました鳥取県の議会は少数会派、1人会派の方でも毎回定例会では本会議場に登壇できるということにしていました。そうすると、多数会派の人に比べると、当然登壇回数は多いわけですね。年に4回は必ず一般質問ができる、多数会派の人は会派に割り当てられた中で、また会派の中で割り当てますから、毎回は必ずしもできない。

それを見てまして、やはりこの方がバランスがとれているなというふうに思いましたね。よく少数会派の発言を封じられるようなことをされる多数会派の方がおられませんか。それはやめた方がいいですよ。もっと度量を大きくして、少数会派にこそ物を言わせて、いいのがあれば取り込むし、そうでなければ捨てればいい、捨てるというか、切れればいいわけですからね。そうされたらいいと思います。

それから、予算だけでなく、決算の不承認も知事の不信任として取り扱うべきではないかということですが、それは違うと思います。不信任はやっぱり不信任の議決をする、もしくは信任の議案を否決するという、そういうことだろうと思いますね。

といいますのは、不信任をした場合には、実は議会にもリスクがあるわけです。解散されるかもしれない。だから、議員の身分を失うかもしれないということを前提にして不信任するかどうかを決めるわけですね。だから、のるかそるかなんですよ。

ところが、予算の否決をしたぐらいでは、議会の解散はできません。だから、ある意味では議会が自分が高見にいて、安全地帯にいて、首長さんに不信任と同じだというのはバランスとれないですよ。やっぱり自分も身分を失うかもしれないという、そういうリスクを背負いながら、不信任だということに意味があるわけです。予算の否決とか、修正というのは、これはある意味では日常茶飯事と思ってもいいんです。私も知事をやっているときに、予算の否決はありませんでしたけれども、減額修正というのはありました。条例の否決はありました。議案の修正なんて日常茶飯事でした。

それらは不信任でも何でもありません。議会とはきちんとした、ちゃんとした関係の中で、そういう日常的に予算の減額とか、そういうことは起こり得て、それでも議員とは口も利かない、顔も見たくないということでは全然ないわけです。それはそれ、これはこれ、そういう是々非々関係になったらいいと思います。

今、鳥取県議会の議長さんから私の先ほどの発言に対して修正の申出がありまして、今の議会は、大会派も制限がないそうです。そうすると1人会派も大会派も機会均等、平等ということですね。

桜井三重県議会副議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、松田神奈川県議会議長さん、長野県議会の柳田議員さんからご質問でございます。

「長野県議会では、決算重視の観点から、委員長報告に具体的指摘事項を列挙し、その指摘事項への議会報告を求める決議をして、さきの平成19年度決算を行いました。また、平成20年度当初に反映を一部できたところであります。神奈川県及び三重県において、決算審査の後年度への反映の工夫がありましたら、ぜひ教えていただきたい」ということでございます。

松田神奈川県議会議長 決算に関しては、決算は認定だから、簡単でいいという考えも多いように思います。神奈川県議会でも、昔はそういう考えもありました。ところが、本県の議員の中で、行政出身者の県議員がいて、その方のいろんな意見を聞いている中で、決算こそ重要だという指摘がありましたので、改革を行いました。改革を行った中で、今まで、4年間で1回だけ決算委員になるというほどのサイクルでしたが、4年に1回だから、一人ひとりの議員におい

ては、進め方などを忘れがちになり、それをまず変えようということで、決算委員の人数を増やしました。

ですから、当然複数年委員にあたる方が出てくることになり、その議員が指導員になって、1期生、2期生の議員の方の支援にもあたれるようになってくる、全体を俯瞰した委員会活動ができるということで、決算委員の数を増やしたことが1点ありました。

ただ、まだ公営事業、うちは水道事業と病院事業ですが、その公営事業会計と一般会計の決算特別委員会を分けて実施していましたが、これも問題だということで、これを一体化しました。一体化させて、さらにそれを12月までに終わらせようということで、委員会審査の日程を早くしました。そういう中で、審議をしっかりとすることから現地調査も止めました。こうしたことを本県議会では実施しておりますが、先程、三重県民の中山さんがお話されていたように、三重県議会では、決算委員会を常任委員会にしているということでもあります。これは重要であります。常にチェックをしていくこと、行政に対するチェックの中で一番重要なのは決算です。だから、うちの決算委員長はすごくもてはやされるのですが、それも我々の中ではそうではなく、委員長のみならずしっかりとしたメンバーで取り組んでいこうということでやっています。まだ、一過程でありますけれども、決算に関してはもう一つ言いますと、当局が一番嫌がるのは監査と議会が行う決算審査だと思っておりますが、そういうことも、知事の姿勢にも関わってくると思います。私は、片山先生が鳥取県知事の時代に、監査、議会を強くしたということ、これによって全体がよくなってきたということを知っていますので、やはり知事の姿勢で、県全体のレベルも上がってくると思っております。この問題についても、さらに研究したいと思っています。

桜井三重県議会副議長 ありがとうございます。

続きまして、井上明彦先生へ、伊賀市議会の本村議員さんからでございますが、「議員の身分、報酬は一定の保障が必要ではないか。先生のご所見、並びに現在の状況等をお聞かせ願いたい」ということでございました。よろしく申し上げます。

井上日経グローバル主任研究員 今現在は非常勤の特別職公務員であり、地方自治法ではそう規定されている。規定されているというか、規定されていないというか、一般職、一般の公務員の方と区別するだけということだと思いますので、都道府県議長会とかでは、これを公選職という新しい名称のきちんとした身分にして、それで報酬も報酬ではなくて、地方歳費という、国会議員並みに保障するという、きちんと法律で明記するよう議長会は要望しています。現在の地方制度調査会でそれをテーマの一つに審議を行っているということを知っていますので、地方制度調査会の答申がどうなるかによるんですけれども、きちんと議員活動ができるように、活動しやすい環境を整えるために、身分と収入の保障をぜひ法的に整備してもらいたいと思っています。

桜井三重県議会副議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして中山美保さんの方に、すばらしいご質問が届いております。ちょっと読ませていただきます。長野県議会の高島議員さんからでございますが、「議会傍聴をされる姿、熱い思いが伝わってきました。さて、中山さんの活動は経済的にどう保障されていますか。自己負担が少なくないと察します。オンブズマンとか、模範的県民にとどまらず、これまでの活動を下敷きに、議員をぜひ目指されたらよいと思いますが、いかがでしょうか」というご質問です。

中山美保 ありがとうございます。傍聴行動というのは、交通費はかかりますけれども、一銭のお金にもなりません。が、このお話をいただいたときに、私、中学生と高校生の2人の娘の母親をやっておりますけれども、お母さんは一人の女性としてはすごい最高と、人間力もあって、一人の女性としての今の活動は最高、でも母親としては最低と言われてまして、もうちょっと母親として何とかしなくちゃと思っていたんですが、このお話をいただきまして、お金にもならないことでも、志を持って続けておれば、絶対見ていてくれる人がいるんだよとあって、家族に演説をすることができたんですね。岩名議長のおかげです。ですから、本当にお金にならないことでも、志というのはちょっと娘たちに伝えておきました。

それから、議員になりませんかというお話は正直、よくいただくようになりました。ですが、これは答えがはっきりしておりまして、今、私の周りにはA4判で「中山美保の真実」という怪文書をまいて、私が岩名議長に知られたくないこと等を書いてまいて、落選運動をすると張り切っておる男性たちが、たくさんいらっしゃいまして、その男性たちがA4判「中山美保の真実」を出さないということであればと思いますが、今のところは、そういった事情で無理なんでございます。A4判はマニフェストにひっかけているんですけど。

それで、なぜ怪文書のことを言ったかといいますと、鈴鹿市は選挙になると怪文書が出ます。もう恥ずかしい選挙をやっております。怪文書の出ない選挙を目指します。

それから、県民の周知、関心というようなところにもご意見をいただいておりますが、三重県議会基本条例ができたことを私の友人は誰も知りません。ですから、議長にはごめんなさいなんですけれども、議会改革なんて言って、三重県議会が突っ走られても、振り返ったときに県民が誰もいないということであると、誰のための改革をやっておるのかということになりますね。

ですから、今日、私はおしゃべりが大好きな事がばれましたけど、今からおしゃべりまくって、この議会の様子をいろんな人たちに伝えていきたいと、そのように思っている次第でございます。

後一つだけ、うれしいことがありました。今まで全然選挙に行っていないというお父さんが身近にいたんです。それで私がこの県議会の感動を今日みたいにべらべらとしゃべったら、選挙に行かんとみぼりに怒られるよとお母さんに言われて、初めて選挙に行ってくれました。

だから、そういうふうにしてべらべらしゃべりまくります。その活動が今、自分らしくて楽し

いので、しばらくはこの活動を続けたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

桜井三重県議会副議長 ぜひご期待をしております。いつの日か。

それでは、岩名議長に2点ほどございました。福井県議会の山本議員さんの方からは、「議長の考えられる真の分権の方向とは」ということと、それから横浜市議会議員の伊藤議員さんから、「会期を230日にしたことで変わった点はなんでしょうか。特に議員の活動リズムについて知らせてほしい」ということとでございます。よろしく申し上げます。

岩名三重県議会議員 まず、分権の方向ということでありましてけれども、やはり二元代表制という名前は非常にいいんですけども、今までの議会というのは、特に、2000年までの地方分権推進一括法ができるまでは、飾り的で、追認機関と言われてもいたし方なかったんじゃないかと、私は思っております。やはり長が出してくる議案は全部丸飲みをするもんだという認識の中にあった人もかなり私も知っておりますけれども、やはりそういうところから脱却して、これから本当の住民自治を進めるということになりますと、まだまだ議会全体が私も含めて、勉強をし、そして横の連携をとりながら、さまざまなこういう機会を通じて、隣でやっていることは何をやっているんだらうということ、勉強し合いながら、意識を高めていくということが最も必要ではないのかなと思っております。

それから、2つ目は、会期を長くしたということで、どうリズムが変わってきたかということでございますけれども、三重県議会はもともとさまざまな検討会や、あるいはまた議提条例をつくるための会合等々もやっておりますので、それほど変わったということはありませんし、ただこの制度を私は皆さん方にぜひ広めていただきたいなと思っておりますのは、先程来お話のあります議員の身分の問題、これも自民党の幹事長等と全国議長会の会長がお目にかかって話をされたそうですが、一番指摘をされたのは、勤務日数ということでございます。100日ぐらいで常勤と言えるかという話でございますよね。ですから、国会でも200何日かの会期日数がございしますが、その全部で会議が開かれているわけではありませんので、我々が今行っておりますように、230日ぐらいの設定をして、その中でさまざまな活動をしていくということが、まず大事なのではないかと、そのことがいわゆる身分の問題など、さまざまに影響してくると思っております。

ここで一番大事なことは、身分をきちんとすることや、あるいは報酬を歳費に変える、そういうことも大事なんですけれども、定数等についてもどのようにしていくことが今後大事なのかということも我々は真剣に取り組んで考えていかないと、国民の支持は得られないというふうに思っております。

桜井三重県議会副議長 それから、会期を230日にしてどう議会のリズムが変わったか。

岩名三重県議会議員 それなんですけれども、リズムをつかむまでには、2月から始まったばかりでございますから、まだリズムが感じられるところまでいってありませんが、皆さんは非常

に生き生きと活動していただいているように私は考えております。

桜井三重県議会副議長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、時間の関係でもう1点だけ、ご紹介をさせていただきたいと思います。これは片山先生にということで、宮崎県議会の川添議員さんから「予算審査や決算審査の議会における手法についてお聞きしたい。例えば、予算の算出根拠の資料等の提出を求めて審査するのはいかがでしょうか」ということと、もう1点、長崎県議会の末次先生から、「本シンポジウムの趣旨から離れるかもしれませんが、真の地方分権、地方自治の確立を考えると、議会改革とともに自治体職員の意識改革も必要と思います。なぜならば、市町村の職員の本音は国が決めたことをやっている方が楽ということを知っています。しかし官僚制組織のメリット、デメリットを含めた特異性から考えても、職員の意識改革は困難だと思いますが、どのような手法が有効だと思いますか。元改革派知事のご所見をお聞かせください」ということでございました。

片山慶應義塾大学法学部教授 最初の方の予算の審査するときに、算出根拠を執行部の提案者に求めて、それに基づいて審査すると、これは当たり前だと思うんですね。その積算根拠を示せと言ったときに、いや、何となくとか言ったら、それはだめなんですね。それは説明責任を果たしてないということになるんですね。

それは場合によっては、今の段階ではそういう予算しかできませんよというケースもないわけじゃありません。これからの成り行きとか、折衝によって決まってくるという枠組みだけの予算もあるかもしれませんが、通常はある事業をやるといったときに、それにいくらかかりますかといったら、その積算根拠を出しなさいというのは当たり前だと思います。出せませんといったら、それは我々は納得できないから、その分減額修正するしかありませんねというのが議会の権限だと思うんですね。そうすると執行部は出さざるを得ない。出せないものは承認をもらえない、税金を使うんですから、それぐらいの厳しさが無いといけません。

それから、地方分権時代には、職員の意識改革が必要だけれども、なかなか難しいねというのは、そのとおりなんですね。考えないで、国が決めたことをやっている方が楽だと、大体みんな思っているんですよ。考えるということは、選択をすることになりますよね。選択をするということは、あるものをとるけれども、あるものを捨てるということであり、自分で決めるのは結構きついですよね。だからもう決めてもらったようにした方がいい、楽だとなるんですけども、実際今どうですかね。地方公務員の皆さん方を見ていて、例えば、道路特定財源の問題で振り回されるわけでしょう。国からはこうしなさい、地方財政計画でこうしとけばいいよと言われて、そのとおりやっていたら、全くあてが外れて、穴があいたと言っているんです。私が見ていて、ちょっと言葉はきつ過ぎるかもしれませんが、自治体はガソリンスタンドのおじさんたちに負けてますよ。

ガソリンスタンドの皆さんは、どうなるだろうかとハラハラして、3月になったら、在庫をいくら持っておけば損失が少ないだろうか、4月1日にお客が来たときにどう対応するか、そのためにどこからどれだけ調達しておくべきかと、経営を真剣に考えていたわけですよ。自治体の方は、国から言われたから目いっぱい予算を組んでいて、でも延長法案が通らなかった、そこで慌てて予算に穴があいた、どうしましょうかと大騒ぎしている。明らかに自治体はガソリンスタンドに負けていますね。

なぜかという、片や自分の店の経営のことを一生懸命考えているんですよ。片や総務省の言うとおりにして、ぼーっとしているわけですよ。どっちが楽ですか。それは途中まではボーっとしている方が楽ですけどね。今、大慌てでしょう。どの事業を削るかとか、どうやって予算を組み換えるかとか、結局自分で考えて、自分で主体的に行動した方が最終的には楽なんですよ。そういう体験を今していると思うんですよ。だから、分権時代はもう当然自分で考えざるを得ない、そういうことだと思ってください。

あと、私がやりましたのは、職員に対して常にミッションを再確認してくださいということです。ミッションというのは、あなたは誰のために何の目的で仕事をしていますか、あなたの所属している部は誰のために、何の目的で仕事をしていますかということです。例えば公共事業をやっている土木部だったら、ミッションは何ですか、誰のためですか、何の目的ですか、ひよっとして業者のためですかとかね、それは違うんですよ。住民のために住民が必要な施設を低コストで良質に提供するのがミッションなんですよ。そうやって、ミッションを体得すると、自分で考えるようになるんですよ。これはミッションにかなっているか、これは違うかなと、そういうことをやってきました。

桜井三重県議会副議長 ありがとうございます。

大変時間が限られておりましたので、たくさんのご質問を賜りましたが、すべてをご回答いただくことはできませんでした。少しご紹介させていただきますと、住民投票の必要性ですとか、地方議会における政党の必要性、議会と首長との関係、国との関係、議員提出条例について、道州制、市町村合併等々、たくさんの方々にわたるご質問をちょうだいいたしておりました。誠に恐縮ではございますけれども、時間の関係でお許しをいただきたいと思います。後ほどの交流会で、また十分意見交換を行っていただけたらと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、これもちまして、意見交換を終了させていただきます。

桜井三重県議会副議長 パネリストの皆さんに盛大な拍手をお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

## 7. 交流呼び掛け

岩手県議会議長 渡辺 幸貫 氏  
鳥取県議会議長 鉄永 幸紀 氏  
神奈川県議会議長 松田 良昭 氏  
三重県議会議長 岩名 秀樹

渡辺岩手県議会議長 今日三重県のおかげで議会改革シンポジウムに参加させていただきました。岩手県は最も改革をしている県だと思っております。なぜならば、マニフェスト大賞の1回目をいただいたのは岩手県議会であります。何となれば、3本議会条例をつくったということかなと思いますが、あと、マニフェストでうちの方は増田という総務大臣を生みました。そのマニフェストというのは、大変いいのかというふうにも思うのでありますが、最近思うことは、我々政治にパフォーマンスは要らないと、原点に戻ろうと、そういうふう思うんですね。

マニフェストだとか何だとか言って、私らも振り子のようにそちらに振れました。やはりもう1回戻らなきゃならない。そういう意味では、今日片山さんのお話を聞きながら、私たちの県でも行政評価をこんな厚いものを担当部署がつくってやりました。だけど、果たしてそれがどこの県でもそうでしょうけれども、年間に100人くらいずつ職員が減る中で、そんな厚いものが欲しいのかということ私には問題提起をいただいたというふうにつくづく思っております。

なお、最後に身分の問題がありましたが、岩手県はどこよりも先に1円まで公表いたしました。その結果、オンブズマンに訴えられて苦労しております。私、個人を例にとりますと、政務調査費は372万円をいただくのでありますが、今年返却するのは実に300万返すのであります。ですから、岩手県議会は給料は下から7番目に低いのであります。なおかつ政務調査費をどんと返しますから、一番貧乏な生活をしているのは我が岩手県であります。それだけ改革という名で公開をして、自分たちがきれいになることが、果たして私たちが健全な生活の中で政治を安心してつかさどり、次の方にバトンを渡せるかということをお互いに考えたいと思います。どうも皆さん、今後とも参加しながら、議論しましょう。(拍手)

鉄永鳥取県議会議長 鳥取県議会の鉄永でございます。私の時間は1分と言われておりますので、呼びかけをさせていただきたいと思っております。

私、今日三重県議会の皆様にもまずお礼を申し上げなければなりませんし、また併せて、片山前鳥取県知事のお話を聞きまして、丁々発止で議場でやっていたころを懐かしく思い出しました。おかげで鳥取県も今、このように対抗する意欲だけは持ち続けておりますので、私議長に立候補するときには、議会改革を表明して、県民の皆様の前にCATV、インターネットを通して訴えたところであります。



しかし、議会改革というのでこうやってたくさんの仲間がいらっしゃることに、本当に心強く思いますけれども、今日のシンポジウムでも出ておりましたように、地方自治法上のいろんな課題が山積しております。したがって、皆さんと相携えて、情報交換したり、あるいは意見交換しながら、何とか我々が本当に都道府県のためにしっかりと二元代表制の一元を担う、そういった身分も含めて頑張っていきたいと思っております。これは4回目になりますけれども、どうか今後とも皆さんの輪を大きくしていただきますことを心からお願いし、ごあいさつとします。ありがとうございました。（拍手）

松田神奈川県議会議長 昨年、地方自治法制定から60年目になりました。還暦であります。

しかし、地方自治法が果たした役割というのは、もう既に耐用年数は過ぎたと思っております。なぜならば、地方自治法には、実に29次にわたるパッチワークが行われており、そんな法律はもう要らないのであります。地方自治法を改正して議会の位置付けを明確にしなければいけない。二元代表制で誰がどういうふうに責任をとるかもはっきりしていない、こういう制度の中で、我々の議会活動は、本当にこれでいいのだろうかという思いになっています。本物の住民代表を目指すために、一体我々は何を改革したらいいか、そういう目でぜひ皆様方とともに手を取り合ってやっていきたいと考えています。

いろいろな評価がありますが、本県が生んだ小泉純一郎氏がダーウィンの言葉を借りて、「今これが大事だ。強い者が生き残るとはかぎらない。変化に対応できる者が生き残っていくのだ。」と話しています。改革をすること、それが我々が残っていくことだと思っております。ぜひ改革の火を消さずに一緒に交流していきましょう。お願いいたします。（拍手）

岩名三重県議会議長 本日は本当にありがとうございました。

来るべき分権時代を考えると、我々議会人が変わらなければ、この地域社会はよくなるはずはありません。どうぞ皆さんと手を携えて、こういう機会を増やして、そしてともに勉強するために議会同士の連携、交流ということについて、ご理解、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

## 8 . 閉会のことば

三重県議会議会改革推進会議幹事長 萩野 虔一

ご紹介いただきました三重県議会の萩野でございます。

今日は、全国各地から428名の皆さんにこの三重、桑名の地へお越しいただきまして、本当にありがとうございます。

議会改革への熱い思いが伝わる集会であったと思います。片山先生、そして4人のパネリストの皆さん、そして今、交流の呼び掛けをしていただきました議長さん、ありがとうございました。それぞれに深い示唆を与えていただいたと思います。

この集会が1日のイベントに終わることなく、それぞれの県議会で交流の輪を広げ、議論を深めていただけたらありがたいと思っています。三重県議会も皆様と共に、議会改革に精一杯努めてまいりますし、本日のパネリストでありました中山美保さんをはじめ厳しい理解者もいらっしゃいますので、改革の歩をとめずに精一杯努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくご指導いただきますことをお願い申し上げまして、閉会の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）